

1998年度修士学位論文要旨

ベンチャービジネスにおける人的資源問題

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 井上 岳彦

本稿では第3次ベンチャーブームの不振の問題の所在の1つが、起業家人材・雇用者人材の確保と育成・活用の不十分性にあるとの認識に立ち、労働市場の視点からベンチャービジネスの人的資源に関する支援の在り方を考察した。産業構造及び産業組織の変化を背景とする第3次ベンチャーブームに、大企業スピンアウト・女性・学生といった起業家の多様化と、独立性・独創性・社会性といった要素を持つ新しいベンチャービジネス像がみられるとした。また日本の経営の動揺から、大企業社員を中心とし女性・学生をも含めたベンチャービジネスへの人材供給ルートの展開の兆しがみられるとした。そして市場機能の促進と社会的な調整機能を働かせる官・民の連携をベンチャー支援の基本コンセプトとし、職種別労働市場の整備、起業家人材育成、新しいネットワークの構築といったベンチャー支援に関して在り方を示した。

今日の大量生産・大量消費体制の限界と技術集約型産業への移行にみる産業構造および産業組織の変化により、今後ベンチャービジネスが展開出来る分野は拡大し、それは日本経済の一つの牽引役ともなりうる。これまでのベンチャーブームを振り返るとともに、今日の第3次ベンチャーブームに大企業スピンアウト・女性・学生起業家の事例を取り上げ、このような起業家の多様化に第3次ベンチャーブームの特徴として焦点をあてた。このことと関連して、今後業種の広がりだけではなく、独立性・独創性、そして大企業大量生産体制のもたらす社会・経済システム及び環境への否定的影響を教訓として、社会性（社会的責任・社会的貢献）といった質的要素が新しいベンチャービジネス像にみられ、主に医療・福祉、人材関連、環境分野等で展開するとされる。それはまた経営形態としても、協同組合形態のような非営利組織形態を取るベンチャービジネスが今後みられるであろうことを示唆するものとされる。

日本の労働市場では、労働市場の閉鎖性（内部労働市場の展開、職種別労働市場の未展開）が労働者の職種間移動を阻害してきたが、今日日本の経営の動揺にともなう内部労働市場の縮小により、企業内教育は自立型人材の育成と知識・技能の普遍化を図るものへ変化しつつある。その変化は職種の細分化・階層化と人材確保における外部労働市場モデルへの移行をもたらすとされ、労働市場の流動化を促進する条件・環境となりうる。若年層における転職志向の高まりと、中高年管理職層における離職傾向がみられ、それは職種別労働市場の形成・展開につながる要素とみることが出来るであろう。またスピンアウト型起業家に、企業在職中に将来成長する分野を見出す型、自己のアイデア・発想を外部で実現する型の2つの型が目され、女性起業家・学生起業家の出現とともに経営者市場の萌芽であるとみることが出来るであろう。以上のことを踏まえてベンチャービジネスへの起業家・雇用者人材供給ルートについてみると、大企業のスピンアウト層、そしてベンチャービジネス人的資源の自立化・非組織的という性格から、大企業組織から排除された女性や大規模組織への依存に悲観的な学生が挙げられよう。

以上のような条件整備がなされているとはいえ、依然としてベンチャービジネスの人材確保に関する問題点は残されているといえる。それには、スタートアップ期における事業パートナーの供給ルートが未展開であること、起業家予備軍が不足していることが挙げられ、ベンチャー支援の方向として職種別労働市場の整備、起業家人材育成が求められるであろう。

人的資源に関わるベンチャー支援の基本コンセプトについては、起業家人材・雇用者人材の供給ルートが円滑に展開するように、なおかつ事業活動の自主性・自由性が保証されるように、市場機能の促進と社会的な調整機能を働かせる官・民の連携による支援が求められるとされよう。この基本コンセプトを踏まえてベンチャー支援の在り方を考察すると、以下の3つが挙げられる。まず職種別労働市場の整備については、人材開発支援と職業紹介支援が求められる。人材開発支援に関しては、昨今の民間機関の進出にともない、創造的・高度な専門部分の人材開発は民間機関に、専門分野の基礎知識・能力部分の人材開発は「ビジネスキャリア制度」に代表される公的機関に期待したい。職業紹介に関しては、今後未開発職種を扱うとされる民間機関がベンチャー専門人材登録機構といった人材プール機構を設けることに期待したい。次に起業家人材育成については、経営指導の個別化と技術・開発分野偏重から脱却した文理融合（ソフト面とハード面）の新たな経営指導体制が求められる。また教育機関の役割として、職業的自立を目指した高等教育の在り方、初等教育から起業家精神の養成を盛り込んだものを長期的視点で行い、起業風土の形成に反映させることが求められる。最後に外部資源の活用に関連して、新しいネットワークの構築を挙げたい。地域社会・福祉への貢献など社会性の実現を目的とする事業展開を生み出す場として、また社会的収益と私的収益との乖離を解消する役割として、官・民、そして一般住民が介したネットワークが求められる。その具体的な運用方法などについては、今後模索していく必要があるといえよう。

本稿では労働市場の視点から考察してきたが、労働力の自発的移動を高める処遇の問題も視野に入れた考察、起業家についてその輩出源と業種をリンクさせた考察、地域産業・社会の視点に立ったベンチャービジネスの在り方の考察は、残された課題であるといえる。

〔参考文献〕

- ・阿部正浩、山田篤裕「中高年期における独立開業の実態—「高齢期における独立・自営支援に関する調査」結果から」日本労働研究雑誌 NO. 452, 日本労働研究機構, 1998年1月
- ・市田俊彦「「ニュービジネス」の革新性と特色」中小公庫月報, 中小企業金融公庫調査部, 1995年8—9月
- ・今井賢一『情報ネットワーク社会』岩波新書, 1984年
- ・氏原正治郎『日本労働問題研究』東京大学出版会, 1966年
- ・太田一郎『企業家精神の生成—中小企業創出のダイナミクス』多賀出版, 1996年
- ・可部繁三郎「大きな組織からベンチャーへのヒトの流れを」調査月報 NO. 431, 国民金融公庫調査部, 1997年3月
- ・清成忠男, 堀内俊洋「日本の創業支援制度の現状と課題」調査季報 第34号, 国民金融公庫調査部, 1995年8月
- ・黒瀬直宏『中小企業政策の統括と提言』同友館, 1997年
- ・桑原清夫, 橋木俊詔, 今野浩一郎, 小島典明「(座談会) 労働の近未来を考える」日本労働研究雑誌 NO. 447, 日本労働研究機構, 1997年8月

- ・小林信一「新しい知識生産と人材育成」ビジネス・レビュー VOL. 45 NO. 4, 一橋大学イノベーション研究センター, 1998年5月
- ・小池和男「熟練形成」原田稔編『日本労務管理史. 2』中央経済社, 1988年
- ・小池和男『日本企業の人材形成』中央公論社, 1997年
- ・佐藤博樹「転職者の活用と中小企業」調査季報 第34号, 国民金融公庫調査部, 1995年8月
- ・佐藤芳雄「日本中小企業の新しいパラダイム」三田商学研究 第38巻第6号, 慶応義塾大学商学会, 1996年2月
- ・佐藤哲「情報化の進展と公共職業安定機関の機能」日本労働研究雑誌 NO. 437, 日本労働研究機構, 1996年9月
- ・島田晴雄, 太田清編『労働市場改革』東洋経済新報社, 1997年
- ・E・F・シューマッハー(小島慶三, 酒井懋訳)『スモール・イズ・ビューティフル』講談社, 1986年
- ・富沢木実「構造変革期のニュービジネス」調査季報 第42号, 国民金融公庫調査部, 1997年8月
- ・中村秀一郎『21世紀型中小企業』岩波新書, 1992年
- ・永井猛「社内ベンチャーを成功に導く要件(コーポレートベンチャリングの新ステージ)」早稲田大学システム科学研究紀要 NO. 28, 早稲田大学システム科学研究所, 1997年
- ・『ベンチャー企業支援のあり方に関する研究』NIRA 政策研究 VOL. 10. NO. 5, 総合研究開発機構, 1997年
- ・花田光世「情報ネットワーク型組織と人事システム」日本労働研究雑誌 NO. 458, 日本労働研究機構, 1998年8月
- ・マイケル・J・ピオリ, チャールズ・F・セーブル(山之内靖, 永易浩一, 石田あつみ訳)『第二の産業分水嶺』筑摩書房, 1993年
- ・二神恭一編『戦略的人材開発—コンティンジェント雇用システム—』中央経済社, 1998年
- ・文能照之「ベンチャービジネスの成功要因と公的支援」大阪府立産業開発研究所 第10号, 1997年12月
- ・堀義人「起業家育成による「ベンチャー型モデル」の構築へ」調査月報 NO. 434, 国民金融公庫調査部, 1997年6月
- ・堀内俊洋『ベンチャー企業経済論—自由化・情報化時代の戦略と政策—』文眞堂, 1997年
- ・松田修一, 大江建編『シリーズ ベンチャー企業経営1 起業家の輩出』日本経済新聞社, 1996年
- ・松田修一『起業論』日本経済新聞社, 1997年
- ・松田修一「ベンチャー元年の動向とそのブームの火を消さないために」早稲田大学システム科学研究所紀要 NO. 27, 早稲田大学システム科学研究所, 1996年
- ・三井逸友, 川名和美「創業支援政策の現状と今後の展望—最近の創業実態の検討と「起業文化の土壌」づくりのすすめ—」調査季報 第43号, 国民金融公庫調査部, 1997年11月
- ・三井逸友「創業支援」の課題と現状—わが国での最近の動向と日欧比較— 商工金融, 商工組合中央金庫, 1997年8月
- ・三輪芳郎『現代日本の産業構造』青木書店, 1991年
- ・森下正「ベンチャー型企業と産業風土」政経論叢, 明治大学政治経済研究所 第66巻第1号, 1997年9月
- ・森下正「ベンチャー型企業の企業家に関する研究」政経論叢, 明治大学政治経済研究所 第66巻第3号, 1998年1月
- ・森本隆男『現在の人材開発』税務経理協会, 1998年
- ・八代尚宏『日本的雇用慣行の経済学—労働市場の流動化と日本経済』日本経済新聞社, 1997年
- ・八幡成美「雇用者から自営業主への移行」日本労働研究雑誌 NO. 452, 日本労働研究機構, 1998年1月
- ・京都商工会議所, 京都経済同友会『米国ベンチャー企業支援視察団報告書』1996年1月
- ・経済企画庁『構造改革のための経済社会計画—活力ある経済・安心できる暮らし—の推進状況と今後

の課題】大蔵省印刷局，1997年

- ・経済企画庁物価局『内外価格差の是正・縮小に向けて』大蔵省印刷局，1995年
- ・国民金融公庫総合研究所編『新規開業白書 平成10年度』中小企業リサーチセンター，1998年
- ・雇用開発センター『資格・キャリア形成と人材開発—ホワイトカラーを中心として—』1994年
- ・鈴木正明「(調査レポート) 増加する大企業出身者の新規開業」調査月報 NO.432 国民金融公庫調査部，1997年4月
- ・中小企業研究委員会(委員長 清盛忠男)『なぜ、今、起業家の時代か?』社会経済生産性本部，1996年
- ・中小企業総合研究機構『中小企業の創業支援に関する研究—わが国のインキュベーターにおける創業者支援・指導のあり方』通巻番号27号<95—10>，1995年
- ・中小企業庁『中小企業白書(平成9年版)』大蔵省印刷局，1997年
- ・中小企業庁『中小企業白書(平成10年版)』大蔵省印刷局，1998年
- ・廣松毅監修，21世紀人材フォーラム編『企業・大学・人材』朝倉書店，1995年
- ・兵庫県産業情報センター「中小企業の人材確保あの手この手(特集)～情報化の進展，若年労働者の不足，定年制の見直しの中で～」ひょうご経済戦略，1997年11月
- ・ベンチャーエンタープライズセンター『ベンチャービジネス動向調査報告(平成9年版)』1997年3月
- ・ベンチャーエンタープライズセンター『企業家精神(アントレプレナー) 涵養事業～若者会社をつくろう～報告書』1997年2月
- ・リクルートリサーチ『リクルート版労働白書 Works report '98』1998年
- ・労働省『日本の労働政策 平成10年版』労働基準調査会，1998年
- ・労働省『労働白書(平成10年版)』日本労働研究機構，1998年

相続税の改革

——リバース・モーゲージを中心にして——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 大 西 克 和

21世紀に向かって、少子高齢化の時代を迎え、今後の年金財政には黄信号が点滅している。そのためには、若い時代に取得した自宅等の資産を活用して、自宅に住み続けながら資産を流動化して活用できるリバース・モーゲージ制度の確立が望まれる。ケン・ショーレンのいわゆる「ネスト・エッグ」である。

戦前の家督相続のように、資産の引継ぎも、老後の扶養も家族内部で行われる家族内移転家族保障型でなく、戦後の日本は、新憲法の下、福祉国家型即ち退職後の生活を公的年金等によって支えようとするシステムに移行した。それならば、資産の継承についても社会化する必要がある。即ち、福祉国家移転福祉国家保障型にすることである。資産の引継ぎを社会化するとは、相続税の強化、または資産活用の相続税の導入にほかならない。これが相続税の応益税としての意味づけである。この一方法としてリバース・モーゲージがクローズアップされているのである。社会全体・マクロの流れの中では、この流れは一体的に捉えられるのである。

従来の家父長制的仕組みが壊れ社会的な年金等が求められているが、従来の理論は、依然として応能的であって時代の変化を反映していない。従来の理論のみでは、もはや、時代の要請に応えられない。ここに、応益税の観点を持ちこむ必要がある。富の分配の観点からの相続税は、応能的性格が強いが、21世紀の少子高齢化・ストック化経済の時代の要請に応え切れない。富の分配の観点から、応能的な単なる相続税の強化のみでは、なかなか合意が得られにくい。強制的に富を没収し再分配するという発想では、それが何のために使われているのか分からず、理解が得られにくい。そこで、応益税の観点を持ち込む必要があるのである。社会の活力を維持しながら、公平な税を実現するには、応益税の観点を導入する必要がある。しかも、昨今、毎日のように新聞を賑わしている年金の財源問題について、賦課方式で当然のように受給できるとすれば、多ければ多いほどよいのであって、公共財の最適資源配分に程遠い。応益原則を持ちこむことによって、応能原則のみによるよりも、公共財の最適資源配分に近づけることが可能となるのである。このように応益税の観点を持ちこむのが、時代の要請に応える道でもある。

そこで、本稿では、応益税の観点から旧憲法時代の扶養と資産の引継ぎが、福祉国家時代には家族から福祉国家に代わることを明らかにし、武蔵野市等の具体的ケース・スタディを踏まえて、リバース・モーゲージを媒介として応益税の観点からの相続税を実現するシステムを構築しようとするものである。

応益税の観点からの相続税を実現する方法について、野口悠紀雄氏は、次のように述べている。第1に、年金等の対価として直接相続税を強化するもの、第2に年金等と相続税を関連づけてミーンズテストを採用するもの、第3にリバース・モーゲージの返済としての相続税がある。第1の方向をめざすには、相続税の抜本的強化が必要であるが、これについて社会的合意を得ることは、極めて難しい。したがって、今後の日本社会においては、第2、第3の方向を基本とすることが適切である。

その中で、本稿では、不動産の流動化・リバース・モーゲージの返済としての相続税に的を絞ってケース・スタディを通して新しいシステムを考案したい。なぜなら、第1にミーンズテストの導入によって年金の受給を決めるとすると、たとえ、資産価値の大きな自宅を持っていても、そのままでは、そこに居住しながら、キャッシュ・フローを得ることができないからである。第2に「公的年金にミーンズテストを適用し、実際には、死亡した時点で、年金削減分を遺産税として徴収する」とすると、高齢者はその物件を死亡までに売却使用してしまうかも知れない。そうなる遺産税の徴収は極めて困難となるからである。したがって、第3の「リバース・モーゲージの返済としての相続税」の方がはるかに望ましいといえる。

野口悠紀雄氏は、自宅資産についてリバース・モーゲージの返済としての相続税を適用し、相続税課税最低限程度（以下「一定資産」という）を非課税という考え方である。しかし、この一定資産の設定によっては、数量的にはむしろ一定資産未満の場合の方が多いためである。従って、一定資産未満の場合の対応についても、検討する必要がある。本稿では、一定資産未満の場合も、広い意味でリバース・モーゲージの返済としての相続税と位置付けて、公的支援体制をとることが、全体として応益税を実現する方法と考える。なぜなら、第1に、高齢者死亡時にはそれだけ相続財産が減るのであり、相続税が徴収されたのと同じことになるからである。第2に、それだけ貴重な年金財源が助かるのであり、社会全体では年金財源に貢献したことになるからである。したがって、「一定資産未満」の場合も、相続税と位置付けて論じる。

野口悠紀雄氏は、自宅資産を所有している場合は、原則として報酬比例部分（基礎年金は除く）の年金の全額カットを主張しているが、それでは大変不公正な制度となってしまう。相続財産は自宅資産のみとは限らないのである。そこで、相続財産の構成割合を吟味すると、相続財産のうち土地のみでは7割であるが、宅地では5割を占めているので、妥当なカット割合として、50%を適用した。

そして、若い人は住宅ローンで自宅を手軽に取得でき、老後はこれをリバース・モーゲージとして活用でき、使い切った住宅は社会に還元され再開発され、残った住宅はスムーズに相続人に引き継がれる制度を確立すべきである。

〔主な参考文献〕

- 清水正一編著『資産課税の理論と課題』税務経理協会、1995
 野口悠紀雄『ストック経済を考える』中央公論社、1996
 本間正明『ゼミナール現代財政入門』日本経済新聞社、1994
 吉田達男編『トピックス財政学』中央経済社、1996
 野口悠紀雄『税制改革の新設計』日本経済新聞社、1994
 野口悠紀雄『税制改革のビジョン』日本経済新聞社、1994
 野口悠紀雄『日本経済改革の構図』東洋経済新報社、1995
 松沢 智「相続税に関する税政策学」『租税法研究』第23号、1995.9
 シンポジウム「相続税法の原理と政策」『租税法研究』第23号、1995.9
 野口悠紀雄『土地の経済学』日本経済新聞社、1996
 リバース・モーゲージ研究会編『日本版リバース・モーゲージの実際知識』東洋経済新報社、1998
 村林正次・山田ちづ子編著『超高齢社会の常識リバース・モーゲージ』日経BP社、1997
 八代尚宏編『高齢者社会の生活保障システム』東京大学出版、1997

- 小塩隆士『年金民営化への構想』日本経済新聞社, 1998
- 宮島 洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社, 1986
- 米原淳七郎『土地と税制』有斐閣, 1995
- 宮尾尊弘『土地問題は解決できる』東洋経済新報社, 1991
- 村林正次, 山田ちづ子「米国に見るリバース・モーゲージ最近事情とわが国における今後の展開方向」
『住宅』1995.10
- 座談会「高齢者社会と信託銀行」『信託』第161号, 社団法人信託協会, 1990.2
- 中川嘉明, 渡辺達男「資産有効活用と信託銀行」『信託』第161号, 1990.2
- 水野忠恒「所得税と相続税の交錯」『ジュリスト』No.1020, 1993.4
- 井堀利宏『ストックの経済学』有斐閣, 1993
- 武蔵野市高齢者福祉事務研究会『高齢者福祉課』ぎょうせい, 1993
- 総務庁編『高齢者白書』平成10年版, 大蔵省印刷局, 1998
- 高山嘉英『超高齢社会の経済学(低成長と高負担を生きのびる)』日本評論社, 1998
- 八田達夫『直接税改革』(日本経済新聞社, 1998)
- 八田達夫・八代尚宏編『弱者・保護政策の経済分析』日本経済新聞社, 1995
- 石 弘光『税金の論理』講談社, 1994
- 岩田規久男・八田達夫編『住宅の経済学』日本経済新聞社, 1997
- 宮島 洋『高齢化時代の社会経済学』岩波書店, 1992
- 八代尚宏, 日本経済研究センター編『2020年の日本経済』日本経済新聞社, 1997
- 住宅資金活用年金(年金リバース・モーゲージ)制度研究会『住宅資金活用年金(年金リバース・モーゲージ)制度 平成9年度研究報告書』年金福祉事業団, 1998
- 石 弘光『財政構造改革白書』東洋経済新報社, 1996
- 村本 孜「日本での普及の可能性と普及のための枠組み」(『年金と住宅』1997)
- 金子宏編著『所得税の理論と課題』税務経理協会, 1996
- 岩田規久男『日本型平等社会は減ぶか』東洋経済新報社, 1995
- 山田ちづ子「アメリカにおけるリバース・モーゲージ最新事情」『年金と住宅』, 1997
- 藤ヶ谷明子「リバース・モーゲージは、老後の手立てとなり得るか」『年金と住宅』1997
- 広門 進「発想の転換と個人マネーの活用で人生全体の幸福度を最大に(フランスのピアジェに学ぶ)」
『年金と住宅』, 1997)
- 北野弘久・小池構造・三木義一編『争点相続税』勁草書房, 1996
- 渡辺美智雄編著『相続税制改革の視点』ぎょうせい, 1987
- 三木義一「相続税の基本原理の法的再検討」『租税法研究』第23号, 1995
- 木村弘之亮「戦後史からみた相続税制の改革」『法律時報』60巻10号, 1988
- 武田昌輔「相続税の改善構想」『税研』Vol.9, No.52, 1993
- 佐藤 進「相続税の根拠とあり方」『税研』Vol.9, No.52, 1993
- 高山憲之「相続税・贈与税の水平的公平性」『武蔵野大学論集』第24巻第6号
- 岩崎政明「相続税制改正の必要性」『税経通信』Vol.40, No.4, 通巻548号, 1985.4
- 林 宣嗣「相続税改革の視点」『租税研究』1988
- 貝塚啓明, 石弘光, 野口悠紀雄, 宮島洋, 本間正明編『税制改革の潮流』有斐閣, 1990
- 神野直彦「シャープ勧告における資産課税」『租税法研究』第12号, 1984.10
- 橋本 徹・林 宣嗣「相続税のあり方」『租税研究』No.460, 1988.2
- 村井 正「わが国の今後の相続税・贈与税の課税のあり方」『租税研究』No.460, 1988.2
- 藤田 晴「取得課税のあり方」『税研』Vol.10, No.56, 1994.7
- 和田八束『日本の税金』日本評論社, 1984
- 米原淳七郎『はじめての財政学』有斐閣, 1997

- 木下和夫編著『租税構造の理論と課題』税務経理協会，1996
- 一河秀洋・吉牟田勲・田中啓一・米原淳七郎編『資産政策と資産課税』有斐閣，1998
- 牛嶋 正『財政』東洋経済新報社，1985
- マスグレイブ『財政理論Ⅰ』（木下和夫監修），有斐閣，1977
- マスグレイブ『財政学Ⅱ』（木下和夫監修），有斐閣，1983
- J. M. ケインズ・塩野谷祐一訳『雇用，利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社，1995
- 廣田司朗『現代財政学』ミネルヴァ書房，1973
- 和田八束編『現代財政の理論と構造』世界書院，1983
- 伊藤忠通「直接税の改革とミード報告」『千里山経済学』第14—2号，1981
- 加藤寛・横山彰『税制と税政』読売新聞社，1994
- 西野蔽雄『税ってなんだろう』大蔵省印刷局，1996
- 青木信治『理論財政学体系序説』日本評論社，1996
- 里中恒志・八巻節夫編著『新財政学』文真堂，1995
- Ken Scholen, 'Your New Retirement Nest Egg: A Consumer Guide to the New Reverse Mortgages', in NCHEC Press, 1995
- Edward Szymanoski, 'The FHA Home Equity Conversion Mortgage Insurance Demonstration: A Model to Calculate Borrower Payments and Insurance Risk', (Housing Finance Analysis Division, 1990)
- Institute for Fiscal Studies (1978), The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade, London, Allen and Unwin

温室効果ガス抑制のための市場経済メカニズム

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 加悦秀樹

大気中の温室効果ガスの濃度が人間活動によって上昇し、温室効果が加速され、地表面の温度が上がるのではないかと予測がなされている。

この温室効果によって気温や降水量をはじめとする気候の変化、海面上昇、水資源、植生、野生生物などの生態系への影響が懸念されている。

この地球温暖化問題は1980年代より国際的に議論されはじめ、対策に向けて1992年にニューヨークにおいて気候変動枠組条約が採択された。

そして1997年12月にはこの条約の議定書が京都において採択され、1998年11月アルゼンチンのブエノスアイレスでは今後のタイムスケジュールが決められた。

各国は京都議定書の内容を遵守するための対策が必要となってきたが、そのためには安いコストで高い効率性が期待できる市場経済メカニズムの活用が希求されている。

市場経済メカニズムは通常、国内政策における炭素税・排出課徴金といった環境税・環境課徴金が想定されるが、地球温暖化問題においては排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムといった国際制度において市場の形成が予想されている。

これらは本来国内の排出削減活動に対する補足的なものにとどめ、国内での削減努力を優先させないと、将来的に発展途上国の協力を確保できないおそれがある。

しかし、目標達成費用を少なくし、そういった費用の軽減によって京都議定書の約束期間以後(2013年以後)のより厳しい目標の設定を可能にするものと考えられ、今後の活用が期待されている。

炭素税とは化石燃料等の燃焼に対して課税を行うことによって、温室効果ガスの排出を抑制するものであり、排出権取引とは温室効果ガス排出削減値を定めた上で、温室効果ガスを排出する権利を設定し、権利の余剰があるところから不足するところへ販売することによって、目標とする総排出量を最小の費用で達成しようとする手法である。

また共同実施とは排出削減値が定められた国家間で、実施される削減政策プロジェクトを共同で行い、その成果実績あるいは成果予測に応じて両国の合意の上で、ホスト国から資金・技術提供国へ排出権を移転できるというものである。

クリーン開発メカニズムとは排出削減値が定められていない国家が持続可能な開発を実現し、条約の究極の目的にかなう新たな発展経路をたどるために必要な資金・技術を、排出削減値が定められた国家から移入し、その成果実績あるいは成果予測に応じて資金・技術提供国へ排出権の増加を認めるというものである。

しかしながら問題点も多く、NGO(非政府組織)が抜け穴として濫用を警戒しているものもある。

そこで、あるべきビジョンを明確にする観点から、この地球温暖化問題における市場経済メカニズムへの問題点を把握し、国家間の利害関係を整理するとともに、政策手段の選択として、政

策手段の検討を行った。

第Ⅰ章において地球温暖化問題の概要と気候変動枠組条約成立までの国際交渉について論述するとともに気候変動枠組条約の評価を行った。

第Ⅱ章においては気候変動枠組条約成立から京都議定書策定までの国際交渉について整理し、京都議定書の評価を行った。

第Ⅲ章において京都議定書策定から COP 4（第4回国連気候変動枠組条約締約国会議）に至るまでの各国の対応及び提案について検討し、COP 4での評価を行った。

第Ⅳ章ではこれまでの検討をふまえて市場経済メカニズムの問題点を抽出し、政策の実施への確実性を担保するシステムについて検討した。

その結果、環境税については、国内政策としての導入が望ましく、柔軟性メカニズム全般については、その開始前に取引のルールを策定すべきとした。

排出権取引においては、①環境保全の確実性を優先する観点から、締約国に売却制限を設ける。②購入制限は設けなくとも環境保全の確実性は確保されるため、売却制限でコントロールする。③責任は基本的に売却国が負うが、購入国にも共同責任システムを担保させる必要があると考えられる。

共同実施については、プロジェクトから得られる排出権の譲渡として、譲渡の上限および購入国および売却国の共同責任を含めて排出量取引のルールと同様のルールに従って行うべきとした。

クリーン開発メカニズムについては、①クリーン開発メカニズムによる排出枠に上限を設ける。②ベースラインについては発展途上国の環境保全を優先する観点から、プロジェクト毎の効果算定方式とする。③原子力、大規模ダム計画等の持続不可能な技術を除外すべきと考えられる。

〔主要参考文献〕

1. IPCC 第2作業部会『地球温暖化の影響予測—IPCC 第2作業部会報告書—』1992年 中央法規出版
2. 植田和弘『環境経済学』1996年 岩波書店
3. 竹内敬二『地球温暖化の政治学』1998年 朝日新聞社
4. ガレス・ポーター他『入門地球環境政治』1998年 有斐閣
5. 明石康『国際連合—その光と影—』1985年 岩波書店
6. 鈴木克徳「気候変動枠組み条約」『環境情報科学』21-3, 1992年
7. 国連文書 FCCC/CP/1995/7/Add. 1 Decisional/CP. 1
8. 国連文書 FCCC/CP/1998/11
9. 国連文書 FCCC/CP/1998/MISC. 1
10. 国連文書 FCCC/CP/1998/MISC. 5 及び Add. 1
11. 国連文書 FCCC/CP/1998/MISC. 7
12. 植田和弘ほか『環境政策の経済学（理論と現実）』1997年 日本評論社
13. 環境庁『地球温暖化経済システム検討会第二次中間報告書』1994年
14. 石弘光編『環境税 実体と仕組み』1993年 東洋経済新報社
15. 宮本憲一「持続する社会をいかにつくるか」, 『サステイナブル・ソサエティ全国研究交流集会記念論文集』1994年
16. 天野明弘『地球温暖化の経済学』1997年 日本経済新聞社
17. 寺西俊一『地球環境問題の政治経済学』1992年 東洋経済新報社
18. 宇沢弘文・國則守生編『地球温暖化の経済分析』1993年 東京大学出版会

19. A.K. デュラフィス『地球温暖化と経済発展』1995年 内田老鶴園
20. 財団法人地球産業文化研究所『温暖化への世界戦略 気候変動に関する政府間パネルの温暖化対策（EIS 報告）と提言』1991年 財団法人省エネルギーセンター
21. 環境庁編『京都議定書と私たちの挑戦』1998年 大蔵省印刷局
22. 佐和隆光『地球温暖化を防ぐ』1997年 岩波書店
23. Rirr Bjerregaard, Addressing the Environment Challenge-The EU Approach for the Kyoto Conference on Climate Change, 1997, European Commission in Japan.
24. Climate Change the U. S. Position, 1997, United States Information Agency.
25. The Global Carbon Initiative of the World Bank, 1997, The World Bank.

キャピタルゲイン課税制度の問題点と改革の方向

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 川口麻衣子

第一章「キャピタルゲイン課税制度の沿革」は、戦後わが国の税制が、シャープ勧告によりキャピタルゲイン（以下CG）も所得だという根拠に基づく課税が確立した後、税務執行面の不備や課税の技術的困難性、資本蓄積の要請等を理由に長期キャピタルゲインを特恵的に取り扱いつつ、投機的利得への課税という方向に転換し、株の買集め問題が起きたり、ゴルフ場の会員権を株券としているものが取引されるようになる等の問題が起こる都度、体系だった理論的枠組みをもたないまま、場当たりの有価証券CGに対して例外的課税の範囲の拡大や範囲の明確化を行ってきた、一口で表現すると、総合課税からの乖離—具体的には分離課税、非課税措置の導入であったという経緯を明らかにした。

第二章「現行制度の実態とその問題点」では、現行の有価証券CGの課税方式が、確定申告を通じて株式等の譲渡益を申告し、その20%（住民税6%）を課税する申告分離課税方式か、現実の譲渡益の大きさにかかわらず、譲渡代金の5.25%を所得とみなしてこれに対する20%の税率による源泉徴収のみで課税を終了する源泉分離課税方式のいずれかを選択することを納税者に認めるもので、現実には1.05%の有取税が課されているのと同じであるこの「みなし課税方式」を譲渡益課税の枠内に位置付けるのは無理があること、申告分離課税の場合、譲渡損は株式等の譲渡による事業・譲渡・雑所得の間での通算が認められるので、譲渡益の圧縮手段として活用することができ、90年以降の株価の暴落に対応した投資家の節税行動は、政府税調の資料にも確実に現れていたこと、有価証券CGが高所得者層に偏在していることから、所得階層間の不公平をも生み出していることを明らかにした。

わが国では、各租税理論の折衷的な課税方式が妥協的に選択され、税制改革の展望を困難なものにしている。そこで第三章「租税理論とCG課税」では、CG課税制度の改革にあたり依拠すべき理論として考える、包括的所得税、支出税、分類所得税、最適課税論の比較検討を行った。支出税の理論によれば、二重課税の除去を根拠に原則としてCGを非課税とするので、未実現のCGや帰属所得等の把握に苦勞する必要はない。最適課税論は、分類所得税を前提として、社会的厚生関数を極大化する課税ベースと税率の組合せを求めようとするもので、この理論によれば、CGは課税されるべきであるが、勤労所得とでは課税による経済効果や所得分配に与える効果が異なるためこれを考慮し、差別的に扱うべきであるとされる。支出税と最適課税論は、理論的に優れた点を多くもち、税制改革の議論に新たな視点や手法を導入した点では大きく貢献したといわれているが、支出税は、わが国の制度・慣習からしてすぐに導入できる課税ではないし、最適課税論についても、その税体系や個別租税の設計は未だ明確なものとはなっていない。したがって、近未来の所得税改革においても、所得税を中核とした現行税体系を、課税ベースの拡大と総合課税化という包括的所得税の理念に可能な限り接近させていくという方向が現実的である。

第四章「CG課税制度の規範」では、「シャープ勧告」と「アメリカ財務省報告」の考察を行った。二つの改革案において、とりわけ重視されたのは、税負担の公平の達成である。シャープ

勧告は課税の公平確保を、直接税を中心に据え、法人制説を軸とした所得税による応能課税により実現しようとした。この制度のうちで精髓をなす部分はCGの全額課税とキャピタルロス(以下CL)の全額控除であり、これは法人所得税と個人所得税の両者を統合するものとして、シャープ勧告の所得税体系における「結節点」としての位置付けを与えられていた。アメリカ財務省報告では、公平を確保するために重要な改革の方向は課税ベースを包括的に定義することであると、包括的所得税をベースとして、課税ベースの拡大・税率の引下げにより公平性を図り、課税ベースの拡大の一環として、CGの全額課税が提案された。このように、包括的所得税を目指すのであれば、CGについても、他の所得と同様に総合課税されることが望ましい。

包括的所得税の理論に厳密に従えば、CGは発生ベースで毎年の課税所得に算入し、CLが発生したときには、これを課税所得から全額控除しなければならない。しかし、発生ベースで課税することは、実際の税務行政において極めて困難であるし、CLの全額控除についても、総合課税の場合は、ロスが他の所得から差し引かれるので、これが節税機会として利用される可能性がある。よってこれを防ぐための手立ても必要である。かくして、上記のような“完全な”包括的所得税に代わり、制限付きの“修正型”包括的所得税が構想されることになる。“修正型”包括的所得税においては、実現ベース、すなわち資産を売却しCGが実現したときに課税する。実現時に一括して課税する場合には、凍結効果対策としての「課税延期利子税」の徴収と、累進税率の過度の適用を緩和する平準化措置が必要であると一般にいわれているが、前者は課税を強化し、後者は課税を軽減する措置である。二つの措置を相殺作用をもつものにとらえ、どちらの措置も採らないことが、それぞれの計算過程がかなり複雑であることから、現実的であると考えられる。また、CL控除について制限を加える。他のCGと相殺してなお損失がある場合の他の所得との間の損益通算を一定の金額限度に制限し、そこで控除されない損失は次年度への繰越を認める。

しかし、現行制度に改革の手を加える場合は、証券市場への影響はもとよりのこと、アンダーグラウンドや海外への資金シフトの問題への目配りも重要である。有価証券CGについては、原則非課税の時代が長すぎ、その間税制の対応が遅れ、一方経済は様変わり発展した。一挙に総合課税化を急いで経済の攪乱要因となることは避けなければならないので、今日となつては、改革は漸進主義ということにならざるを得ない。第5章「総合課税の導入に伴う問題点と改革案」では、まずは、現行のCG課税制度を総合課税化するまでの改革案として、CGの一律源泉分離課税方式の検討を行った。この方式では、実効税率20%での源泉分離課税を行い、所得税率が20%未満の低所得者層は総合課税が選択でき、税還付を受けることができる。また、徴税コスト削減のために現行の源泉徴収制度の積極的活用をすすめ、凍結効果の排除のために売却時中立課税方式を導入する。しかし、本論文では、この改革案を採り得ないとする。源泉分離課税方式の簡便性、効率性を強調する見解は、総合課税の原則に反することになり、加えて、所得税の基本原則の一つである申告納税制度の原則もまた大きく損なわれることになるからである。したがって、徐々に源泉分離課税を制限し、原則申告制に切り替えてゆくことを改革の方向とする。具体的な方法は以下の通りである。①原則非課税時代に課税対象とされてきた継続売買、大口譲渡、事業譲渡類似取引等の有価証券取引の課税を復活する。②源泉分離課税の選択を徐々に制限し、5年後には申告分離課税に一本化する。申告分離課税へ移行するインセンティブとして、現

行の5.25%のみなし譲渡益比率を年10%ずつ上げてゆくこととする。5年後には、譲渡対価の11.05%（55.25%×20%に相当する所得税が、証券業者において源泉徴収されることになる。これにより1999年3月をもって廃止が予定されている有価証券取引税の税収を吸収することもできる。③次の段階では、申告分離課税から総合課税へ移行する。そこで納税者番号制度を直ちに導入することとする。ただし5年間の猶予をおき、その間に捕捉体制の整備を図る。

CG課税の総合課税への移行は、長年にわたり税制改革の課題であったにもかかわらず、これまで先送りにされてきた。その理由の一つとして、個人所得税の最高税率に関わる議論がある。これは、最高税率が国・地方を含め65%である状況のもとで総合課税化すれば、海外や不表現資産への資金シフトといった経済への影響は避けられないのではないかと、いうものである。しかしこうした理由を根拠に総合課税への移行を先送りする段階も、既に終わりを迎えているように思われる。1999年度税制改正案においては、「所得税と個人住民税とを合わせた最高税率を65%から国際水準並みの50%へ引き下げる」旨が記載されている。さらに近年、納税者番号制度についてもより具体的な検討がすすめられており、その実施は決して不可能なものではなくなってきた。広範囲にわたり利用可能な番号制により、これまで非課税とされていたものを含めてすべての資産所得に対し総合課税にすることが、現実的に可能となる段階になった。

〔主要参考文献〕

＜書籍＞

- 石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、1994年
- 石弘光『わが国における資産所得課税の実体』社団法人日本経済研究センター、1990年
- 石弘光『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社、1993年
- 井掘利宏『ストックの経済学』有斐閣、1993年
- 岩田規久男『ストック経済の構造』岩波書店、1993年
- 証券団体協議会『証券税制の現状と問題点』1991年6月
- 神野直彦「資産課税とキャピタル・ゲイン」貝塚啓明他編集『税制改革の潮流』有斐閣、1990年
- 日本租税理論学会編『キャピタルゲイン課税』谷沢書房、1993年
- 八田達夫『直接税改革』日本経済新聞社、1988年
- 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済新聞社、1992年
- 宮島洋『租税理論の展開と日本の税制』日本評論社、1986年
- 吉岡健次・兼村高文・江川雅司著『シャープ勧告の研究』時潮社、1984年
- Musgrave, R. A. and P. musgrave, Public Finance in Theory and Practice, 5th ed, McGraw-Hill, New York, 1989.
- OECD, Taxation of Net Wealth, Capital Transfers and Capital Gains of Individuals, OECD, 1988.
- Peckman, J. A., Federal Tax Policy (5th ed.), Washington D. C., 1987.
- (坂野光俊監修立命館大学財政学研究会訳「アメリカの租税政策 第5版」財団法人日本租税研究センター、1991)
- U. S Department of the Treasury, Tax Reform for Fairness, Simplicity and Economic Growth: The Treasury Department Report to the President, Vol. 1 Overview, Washington D. C., U. S. Department of the Treasury, 1984.
- (塩崎潤訳「公平・簡素および経済成長のための“税制改革”レーガン大統領に対する財務省報告」第1巻概観、今日社、1985年)

〈論文〉

- 泉美之松「納税者番号制とキャピタル・ゲイン課税」『税経通信』1988
井上久彌「キャピタル・ゲイン課税の意義と論拠」『税経通信』1988
今西芳治「株式のキャピタル・ゲイン総合課税論」『税経通信』1989. 12
貝塚啓明「キャピタルゲイン課税を論評する」『税経通信』1992
神野直彦「有価証券取引税とキャピタルゲイン課税」『租税研究』1995. 10
田中治「利子および株式等譲渡益課税の見直しをめぐる一考察」『租研』1992. 11
富岡幸雄「不公正を拡大したキャピタル・ゲイン課税改革」『商学論集』1993, 第34巻
新美一正「わが国証券税制の改革に向けて」『証券投資信託月報』1992, 434
野口悠紀雄「キャピタルゲイン課税の問題点」『企業会計』1988, Vol. 40, No. 7
藤田晴「キャピタルゲイン課税の再検討」『税務弘報』Vol. 139, No. 4
二上希代司「本格化する証券税見直し論議」『証券レポート』1992
水野正一「望まれる納税者番号制度の早期導入」『税務弘報』1995, Vol. 143, No. 5
吉牟田勲「キャピタル・ゲイン課税の沿革と背景」『税経通信』1988
Feldstein, M., J. Slemrod and S. Yitzhaki (1980), 'The Effect of Taxation on the Selling of Corporate Stock and the Realization of Capital Gains,' *Quarterly Journal of Economics*, 94, 777-791

〈その他統計資料〉 国税庁「国税庁統計年報書」等

消費税に関する考察

——消費税の簡易課税制度、免税点制度適用上限引き下げによる収分析——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 久 乗 哲

1989年、消費税の導入により、日本の税制は大きな転換期を迎えた。消費税は、EC型の付加価値税を見本にして作られた大型間接税である。間接税とは、納税義務者と担税者が一致していない税のことであり、消費税の場合、納税義務者は事業者であるが、その税額は価格に転嫁されることを想定しており、最終的には消費者が担税者となる。したがって、消費者が負担した消費税が確実に国庫に納税されるようなシステムになっていなければならない。しかし、導入された消費税は、売上税導入の際の、事業者の反対を考慮して、その反対を和らげるために消費者よりもむしろ事業者の立場に立ったシステムで作られた。仕入税額控除の方法としての帳簿方式の採用、適用上限の高い事業免税点制度、簡易課税制度、限界控除制度などの特例の創設がそれである。

これらの制度の問題点については、導入当初からさまざまところで批判が繰り返されてきた。その批判を受ける形で、何度かの改正が行われてきたが、未だなお、問題点を多く含んでいる。

本稿では、その中でも適用上限の高い事業免税点制度、簡易課税制度に焦点を当て、それらに関してどのような問題点があり、どのように解決すればよいかを明らかにし、事業免税点制度、簡易課税制度の適用上限を引き下げることが可能かを検証し、引き下げた結果どのくらいの税収が上がるか（益税）を分析した。

それでは事業免税点制度、簡易課税制度にはどのような問題があるかだが、事業免税点制度に関しては、課税事業者が、事業免税点制度適用事業者より仕入れた課税仕入に関しても仕入税額控除ができることであり、簡易課税制度に関しては、みなし仕入率を用いて消費税額を計算するため、簡易課税選択事業者が、実際に仕入れた課税仕入率より、みなし仕入率の方が小さい場合に事業者に預かり消費税に関する益税が発生することである。

これらは、現行の帳簿方式をEC型のインボイス方式に移行して、簡易課税制度、免税点制度の適用事業者に、インボイスの発行を認めなければ、問題が解決するのであるが、実際には免税点制度、簡易課税制度の適用上限が高いため、ほとんどの事業者がこれらに該当し、消費税が機能しなくなる。したがって、現行の帳簿方式において、適用上限を引き下げて後にインボイスへの移行を可能にするべきである。

諸外国においても、このような小規模事業者の特例措置が存在している。

例えば、フランスでは、免税に関しては、前歴年の年間売上高が70,000フラン（1,513,316円）であり、かつ、当暦年において100,000フラン（2,168,800円）以下の者は免税である。また、簡易課税制度としては、フォルフェ（協約課税）という制度がある。これは、2年ごとに事業者が経営状況に関して提出する資料に基づき、税務当局と事業者が話し合いによって、2年間の税額を決定するという制度であり、年間売上高が、一定額（物品販売、宿泊施設業は500,000フラン（10,809,400円）、その他は150,000フラン（3,242,820円）以下の個人事業者が、選択できるものである。また、ドイツでは、前歴年の売上高が25,000マルク（1,808,840円）以下であり、かつ、

当暦年において100,000マルク（8,682,432円）以下と見込まれるものは免税である。

この様に諸外国の小規模事業者の特例は、制度適用上限が、非常に低く設定してあり、国際的標準からみても、日本の消費税の簡易課税制度、免税点制度の適用上限が、非常に高く設定されているのは明らかである。

問題は、消費税の簡易課税制度、免税点制度適用上限を引き下げることが、可能かどうかということについてである。これに関しては、日本の法人税法は、法人税法第121条で青色申告に関して規定しており、また、法人税法第126条において、青色申告法人の帳簿書類に関する記帳、保存義務に関して規定している。したがって、青年申告の承認を得ている法人は、記帳義務を有していることになる。また、帳簿の記載事項に関しては、法人税法施行規則第54条から第59条において規定している。この記載事項を満たす帳簿を作成していれば、帳簿方式における消費税の計算を行うことは可能である。

日本の消費税における免税事業者は、全事業者の約68%、簡易課税制度選択事業者は、約22%である。しかし、青色申告の承認を得ている法人は、97.9%に及んでいる。97.9%の法人が、要件を満たす記帳を行っていることになる。したがって、簡易課税制度、免税点制度の適用上限を引き下げることが可能である。

本稿の目的は、簡易課税制度適用上限を50,000,000円、免税点制度適用上限を5,000,000円に引き下げた場合の、税収の分析である。

簡易課税制度、免税点制度の益税に関して、これまでのされてきた分析の、もっとも大きな特徴は、使用しているデータが、資本金規模区分のデータということである。「財政金融統計月報法人企業統計年報書」が、その代表的なものである。しかし、付加価値の計算を行う場合、同規模の資本金企業の集計データより、同規模の売上高企業の集計データの方が、より正確な平均値がとれることは、明らかである。また、課税ベースに関しても現実のものより、課税仕入高を過大に計算している。

これらのふまえた上で、分析のためのデータは、売上高規模区分で統計を取っている、株式会社TKCのTKC経営指標BAST平成10年度版を使用した。また、通常課税の課税ベースの設定を

課税ベース＝(売上高＋営業外利益－受取利息・配当金)－{(売上原価－労務費－製造原価減価償却費)＋(販売費・一般管理費－役員報酬－役員外販管人件費－減価償却費－租税公課－保険料－厚生費×50%－接待交際費×20%－地代家賃×10%＋営業外費用－支払利息・割引料} とする。

分析の結果、簡易課税制度、免税点制度適用上限引き下げによる税収は、1,880,310,621,400円となる。

現行の簡易課税制度、免税点制度による税収は900,605,000,000円であるから、979,705,621,400円の益税があることになる。すなわち900,605,000円の税収のために979,705,621,400円の益税を発生させていることになる。消費者が支払った消費税のうち半分以上が国庫に納税されずに事業者の手元に残ってしまうのである。

これは、国民一人あたり7,800円になる。

また、消費税の税率にすると、国税部分、地方税部分合わせて、0.8%にあたる金額である。

したがって、簡易課税制度選択適用上限を50,000,000円、免税点制度適用上限を5,000,000円に引き下げた場合、消費税率を0.8%引き下げることができることになる。

この益税額は、平成8年度の配当所得源泉徴収税額860,300,000,000円以上の規模になる。

益税額は、消費税率が上がれば上がるほど大きくなっていく。税率が1%上がると244,926,405,350円の益税が発生することになる。小渕恵三首相直属の諮問機関である経済戦略会議（議長、樋口廣太郎アサヒビール会長）が、1998年12月23日に首相に提出した、日本経済の再生に関する「中間報告」によると「消費税は、将来的には10%台にする必要がある。」としている。もし、この報告の通り消費税を10%まで引き上げたとすると2,449,264,053,500円の益税が発生することになる。

日本の消費税は、2度の導入の挫折を経たため、担税者である消費者よりも納税義務者である事業者が簡単に計算できることを重視したシステムとして誕生した。そのために消費者が支払った消費税が、そのまま国庫に納まらず、事業者の手許に益税という形で残ってしまうシステムになってしまった。これらは、簡易課税制度、免税点制度の適用上限が高く、適用事業者数が多いために起こることである。したがって、簡易課税制度、免税点制度の適用上限を引き下げて、その適用事業者数をさらに縮小すれば、益税の額も縮小することになる。

簡易課税制度、免税点制度は、小規模事業者の事務負担の軽減のためにある制度ではあるが、前述したように帳簿方式を採用している以上、適用上限を引き下げることが可能であり、また、これらの益税は放置できる規模をはるかに超えているため、適用上限を引き下げることにより、適用事業者数をさらに縮小する必要がある。

【参考文献】

1. 石塚啓明, 石弘光, 野口悠紀雄, 宮島洋, 本間正明 (1990) 「税制改革の潮流」有斐閣
2. 石弘光 (1987) 「海外における付加価値税の実地調査 (報告)」租税研究447, p. 31-40
3. 内山昭 (1986) 「大型間接税の経済学」大月書店
4. 尾崎護 (1994) 「G7の税制」ダイヤモンド社
5. 貝塚啓明 (1986) 「税制改革の長期的方向—消費課税重視の改革を一」金融471, p. 4-11
6. 加藤寛 (1997) 「これからの税制を考える」大蔵財務協会
7. 加藤寛, 横山彰 (1994) 「税制と taxation」読売新聞社
8. 北野弘久 (1996) 「5%消費税のここが問題だ」岩波書店
9. 木下和夫 (1995) 「租税構造の理論と課税」税務経理協会
10. 湖東京至 (1988) 「欠陥だらけの消費税」エコノミスト66(31), p. 32-38
11. 湖東京至, 河野先 (1988) 「消費税粉砕ハンドブック」水曜社
12. 静岡大学経済学・税法研究者の会 (1989) 「シュミレーション税制改革」青木書店
13. 静岡大学税制研究チーム (1990) 「消費税の研究」青木書店
14. 田近栄治 (1994) 「消費税の基本理念と見直し」税経通信49(7), p. 38-45
15. 玉井龍象 (1989) 「事業免税点と限界控除制」税経通信44(8), p. 52-59
16. 知念裕 (1995) 「付加価値税の理論と実際」税務経理協会
17. 土居英二 (1994) 「消費税引上げ前提条件」納税通信5月23日
18. 戸谷裕之 (1997) 「欧州統合と付加価値税の調和」租税研究575, p. 55-64
19. 戸谷裕之 (1994) 「日本型企业課税の分析と改革」中央経済社
20. 富岡幸雄 (1988) 「導入される『消費税』の特徴と問題点—その構造的欠陥と不合理性の解明—」中

- 中央大学商学論集30(3), p. 1-40
21. 日本公認会計士協会東京会(1988)「各国の租税制度の解説」中央経済社
 22. 野口悠紀雄(1988)「消費税における非課税措置について」税研20, p. 3-12
 23. 野口悠紀雄(1986)「税制改革の構想」東洋経済新報社
 24. 野口悠紀雄(1994)「税制改革の新設計」日本経済新聞社
 25. 野口悠紀雄(1994)「税制改革のビジョン」日本経済新聞社
 26. 橋本恭之(1989)「消費税の計量分析」大阪大学経済学38(3.4), p. 185-207
 27. 橋本恭之(1997)「税制改革のシュミレーション」租税研究572, p. 64-74
 28. 橋本徹(1971)「現代間接税の理論」有斐閣
 29. 橋本徹, 山本栄一(1987)「日本型税制改革」有斐閣
 30. 八田達夫(1997)「消費税はやはりいらぬ」東洋経済新報社
 31. 八田達夫(1988)「直接税改革」日本経済新聞社
 32. 林宏昭(1995)「租税政策の計量分析」日本評論社
 33. 林正寿(1994)「仕入税額控除方式の検討」税経通信49(7), p. 87-93
 34. 林宜嗣(1987)「現行間接税制の問題点と改革の方向」租税研究458, p. 34-46
 35. 林宜嗣(1988)「新型間接税—各国のEC型付加価値税からの教訓」租税研究466, p. 58-69
 36. 早房長治(1989)「税制こそ国家の背骨」徳間書店
 37. 不公平な税制をただす会(1984)「国民のための税制論」勁草書房
 38. 本間正明, 跡田直澄(1989)「税制改革の実証分析」東洋経済新報社
 39. 三木義一(1994)「消費税の逆進性と緩和措置」税経通信49(7), p. 61-67
 40. 水野正一(1994)「消費税率アップの検証」税研57, p. 7-14
 41. 水野正一(1989)「消費税論議の問題点」税研26, p. 3-14
 42. 水野忠恒(1989)「消費税の制度と理論」弘文堂
 43. 宮島洋(1995)「国際的側面から見た消費税」租税研究553, p. 43-52
 44. 宮島洋(1994)「消費課税の諸問題」租税研究537, p. 46-58
 45. 宮島洋(1995)「消費課税の理論と課題」税務経理協会
 46. 宮島洋(1986)「租税論の展開と日本の税制」日本評論社
 47. 宮智宗七(1988)「消費税を検証する」中央経済社
 48. 宮智宗七(1989)「消費税をめぐる諸問題」租税研究475, p. 6-13
 49. 矢野秀利(1994)「消費税と益税問題」税経通信49(7), p. 73-79
 50. 吉牟田勲(1991)「ECにおける付加価値税を含む消費税の調和の方向性」租税研究500, p. 64-74
 51. 和田八束(1997)「税制改革の理論と実現」世界書院
 52. J. A. バックマン, 石弘光, 馬場義久(1988)「税制改革の理論と実現」東洋経済新報社

マレーシア経済の発展と産業構造の変化

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 黒田友紀

はじめに

第1章 マレーシアの産業連関表について

第2章 マレーシア経済の概観

第3章 DPG 分析

第4章 産業の連関構造とその変化

第5章 外資政策と日本企業の影響

おわりに

近年におけるマレーシアのGDP成長率は、実質でも8～10%の水準で安定しており、政府は2020年に先進国入りすることを目指している。1995年の1人あたりGDPを他のASEAN諸国と比較してみると、シンガポールには到底及ばないものの、タイの約1.5倍、インドネシア、フィリピンの約4倍の大きさであり、ASEAN諸国の中では上位である。このようにGDPで見ると、マレーシアの経済発展は順調であり、発展に伴って産業構造も大きく変化している。

本稿では、この順調そうに見えるマレーシア経済を、産業構造の変化という観点から分析する。分析に使用した主なデータは、産業連関表である。そこで、まず第1章でマレーシアの産業連関表について説明し、第2章でマレーシア経済の概観を見た上で、第3章、第4章で産業連関分析を行なう。そして、第5章でマレーシアの経済に大きな影響を与えている外資の特徴と政府の政策について述べる。

<第1章>

本稿の分析で使用したデータは、1975年、1985年、1990年の産業連関表である。しかし、これらの連関表は形式が統一されていない。1975年表は、競争輸入型の形式であるのに対し、1985年表と1990年表は日本・マレーシアの国際産業連関表であり、非競争輸入型の形式になっている。また、1975年表はマレーシアの通貨単位（RM）で表示されているのに対し、1985年表と1990年表は米ドル表示であるなど、いくつかの違いがある。

第3章の分析でこれらの形式を統一する必要があった。そこで、1975年表を当時の為替レート（1ドル＝2.39RM）で換算して米ドル表記にし、1985年表と1990年表を1975年表に合わせて競争輸入型の形式に独自の方法で加工した。この加工法について詳しく述べている。

<第2章>

外資が急増するようになった1987年以降、産業の中心は、農業から電気機械産業を中心とする製造業へと移った。同時に貿易取引量は増大し、1990年代に入ると、GDPを超えるほどの大きさとなっている。1980年代後半から、産業構造、貿易構造が大きく変化しているのがはっきり分かる。

<第3章>

DPG 分析とは、全産業が比例的に成長したと仮定した時、その値と現実値との乖離 (Deviation from Proportional Growth) をもって産業構造の変化の指標とみなし、この乖離の程度を、これをもたらしたいくつかの要因で説明しようとするものである。この分析から、産業構造の変化の主役となった主導産業を特定し、その主導産業の生産増加をもたらした要因を知ることができる。先駆的業績としては、チェネリー・宍戸・渡部 (1962) の研究があり、これを産業連関分析に応用した研究として、陳・藤川・二宮 (1992) の研究がある。

本稿では、陳・藤川・二宮と同じ方法で、1975年から90年のマレーシア経済を、1975年から85年、1985年から90年に分けて計測した。主導産業は1975年から1985年は鉱業、建設、サービス業であり、1985年から1990年においては電気機械、サービス、農業、電気・ガス・水道などであることが分かる。

<第4章>

1985年と1990年の影響力係数と感応度係数を計測し、後方連関、前方連関を見る。製造業の中心である電気機械産業は、国内とのリンケージは薄く、マレーシア経済の脆弱性の一面が明らかになる。

<第5章>

1986年、政府は輸出志向型の製造業に対し、パイオニア・ステータスを与え、出資規制を緩和し税金の一部を免除するなど優遇措置をとった。その結果、日本を中心に海外からの直接投資は急増する。特に直接投資が集中したのは電機・電子機器である。

途上国が直接投資を受け入れることのメリットとして、雇用創出効果と外資の獲得がある。1980年代後半、日本からも多くの企業が進出し、1992年時点で13万人を超える雇用を創出している。また、日本企業の貿易は輸出超過であり、マレーシアに直接投資を受け入れるメリットを与えているといえる。

<おわりに>

一次産品に強く依存するモノカルチャー経済からの脱却を求め、政府は工業化政策を行ってきたが、結果として電気機械に強く依存するという別のモノカルチャー経済を作り上げてしまった。電気機械産業は、原材料の調達、製品の販売においてほとんどが海外市場という特徴を持つ。そのため、国内の他産業とのリンケージは非常に薄く、電気機械産業に強く依存し続けるかぎり、マレーシアの将来は明るいとはいえない。しかし、雇用創出効果は高く、失業率を完全雇用水準にまで低下させたことは評価できる。今後、国内産業を育成し、フルセット型の経済構造により近づけることがマレーシアの課題である。

[主要参考文献]

Institute of Developing Economies 1982, Input-Output Table Peninsular MALAYSIA 1975

Institute of Developing Economies 1992, International Input-Output Table MALAYSIA-JAPAN 1985

Institute of Developing Economies 1997, International Input-Output Table MALAYSIA-JAPAN 1990

Chenery H. B., S. Shishido, and T. Watanabe 1962, "The Pattern of Japanese Growth, 1914-54", *Econometrica* 30, pp. 98-139.

Department of Statistics Malaysia, Yearbook of Statistics 1992

- Leslie O'Brein 1993, "Malaysian Manufacturing Sector Linkages", *Industrialising Malaysia-Policy, performance, prospects*, Jomo K. S, 1993
- Rajah Rasiah 1993, "Free Trade Zones and Industrial Development in Malaysia", *Industrialising Malaysia-Policy, performance, prospects*, Jomo K. S, 1993
- Rajah Rasiah 1995, *Foreign Capital and Industrialization*: St. Martin's Press
- Rokiah Alavi 1996, *Industrialization In Malaysia*: Routledge
- 青木健 1993『輸出志向工業化戦略』日本貿易振興会
- 青木健 1990『マレーシア経済入門第1版』日本評論社
- 青木健 1998『マレーシア経済入門第2版』日本評論社
- 大野賢一・桜井宏二郎 1997『東アジアの開発経済学』有斐閣
- 原洋之助 1996『開発経済論』岩波新書
- 速水佑次郎 1995『開発経済学』創文社
- 嘉数啓・吉田恒明編 1997『アジア型開発の課題と展望』名古屋大学出版会
- 甲賀光秀 1979「産業構造研究の基礎視角」『立命館経済学』第28巻第3・4・5号, pp.262-285
- 宮沢健一編 1975『産業連関分析入門』日本経済新聞社
- 二宮正司・藤川清史 1997「中国産業構造の変化とその要因」『大阪経済大学論集』第47巻第6号, pp.45-90
- 西口清勝 1993『アジアの経済発展と開発経済学』
- 斎藤光雄 1991『国民経済計算』創文社
- 関口末男・田中宏／日本輸出入銀行海外投資研究所編著 1996『海外直接投資と日本経済』
- 高内俊一・甲賀光秀・岩田勝男 1980「戦後日本の経済構造の変化」『第1回日ソ学術シンポジウム報告集』pp.65-110
- 陳光輝・藤川清史・二宮正司 1992「産業構造変化の要因分析—日本, 韓国, 台湾およびタイ経済のDPG分析—」小川一夫・斎藤光雄・二宮正司編 1992『他部門経済モデルの実証研究』創文社
- 横山久編 1991『マレーシアの経済—政策と構造変化—』アジア経済研究所
- 山澤逸平・平田章編 1987『発展途上国の工業化と輸出促進政策』アジア経済研究所

現行フリンジ・ベネフィット課税の問題点と改革方向について

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 清水 仁 志

本論文は、現行フリンジ・ベネフィット課税の問題点を明らかにしたうえで、日本における適正な課税方法を検討するものである。

第一章「フリンジ・ベネフィットの概念」では、フリンジ・ベネフィット（以下FBと略す）は通常金銭給付以外の経済的な利益であるとされているが、関係各法令を検討し、労働の対価として給付することが可能で、原則的には包括的に所得として捕捉し課税すべきであるが、その中には非課税とすることが認められるものも含まれているということを明らかにした。

第二章「フリンジ・ベネフィットの現状」では、4つの点を明らかにした。第1に、FBを金銭形態、現物形態、雇用主負担の3形態に分類し、全体像を示した。第2に、FBの金銭的な実態を検証するために、企業が負担する法定福利厚生費と法定外福利厚生費を企業規模別に比較し、従業員数が30～99人の企業と5千人以上の企業の法定福利厚生費の格差は1.7倍以上、法定外福利厚生費は3.4倍以上あり、大企業に勤める従業員と中小企業に勤める従業員とでFBから享受できる便益に約2倍の格差が生じていることを明確にした。

第3に、一般借家に居住する場合に比べ給与住宅に居住する場合の居住者の収入に占める住居費の負担率は約1/5、金額で一人当たり年間40万円以上の差があり、全体で9千億円近い便益を企業が従業員に享受しており、しかも従業員規模別の福利厚生費や給与住宅の完備率から、中小企業に勤める従業員よりも、大企業に勤める従業員の方がより多くの便益性を享受しているという給与住宅の実態について明らかにした。

第4に、FBが増加する理由として、企業側からは優秀な人材の確保と流出防止、賃金に比べて比較的業績に反映させ易いこと、従業員側からは個人単位で利用するよりも便利なことを考察した。

第三章「フリンジ・ベネフィットの税制面での問題」では、つぎの3つの論点について検討した。第1に、税制調査会の答申、所得税法と法人税法におけるFBの取り扱いから現行のFB税制の実態を考察し、つぎの3つのことを明らかにした。

(1)FBに対して税制調査会が、「給与体系のあり方に大きく影響し、種々の歪みを与える」、「現物給付に対する課税関係の明確化と合理化を図る必要がある」、「FBの非課税範囲や個人の会社への帰属を前提とした福利厚生とその課税のあり方などを検討すべきである」など長年多くの問題点を指摘しているにもかかわらず具体的な捕捉または評価が困難であることから、適正な課税の対応措置は講じられていない。

(2)所得税法はFBに対して、包括的に課税するとしながら一方で個別に非課税所得を規定し、詳細な取り扱いの規定は法的拘束力を持たない通達に委ねている。例えば、役員に貸与した小規模住宅や使用人に対する給与住宅の通常の賃貸料が別に定めた計算式から計算された家賃であれば、世間相場家賃との差額分の経済的利益は課税されないとなっているが、家賃相当額の計算方法が固定資産税の課税標準額に基づいて計算されるため、実際の市場の相場に比べて相当低い賃

貸料しか支払っていなくても課税されることはない。さらに一般の使用人の場合は、計算式によって計算された家賃相当額の50%以上を支払っていれば課税されない。高給官僚の場合も、一等地の豪華な住居に住みながら国家公務員宿舎施行令に定められた格安の家賃さえ負担していれば、現行通達で課税されることはない。1995年に、『使用者が役員に貸与した住宅等に係る賃貸料の額の計算に当たっての取り扱い』の通達が出され豪華な役員住宅に対しては、所得税法に規定する原則的な評価方法である一般住宅等家賃の額を用いることとなったが、この通達の適用を受けて実際にFB課税が是正される程度は、7～8件ともいわれている。

(3)法人税法では、原則的にFBの提供に必要な費用は全額損金算入されるが、例外としてその費用の一部または全部について損金算入が否定される場合がある。また役員等に対する経済的利益を含む給与の損金算入を制限することによって、法人がFBの給付を圧縮しその分を使用人の現金給与に転換することをも期待している。法人税法も所得税法も、FBに対する詳細な取り扱いは通達によって処理されているが、租税法律主義を構成する課税要件法定主義及び課税要件明確主義に反し問題があり、本来であれば法律によって明記されていなければならないものである。

第2に、FBに対して適正な課税が必要とされる理由として、①現行税制は水平的・垂直的に不公平であること、②給与住宅の異常な発達をもたらすなど課税されるものは過少消費、課税されないものは過大消費の傾向を招き、経済資源の効率的利用を阻害する恐れがあること、③収税減を招いたり租税回避行為を助長する恐れがあることなどの問題点を考察した。

第3に、FBが課税されにくい理由として、①業務の執行上または便宜のためのもの、②換金性に乏しいもの、③経済的評価が困難なもの、④利用に制限があることなどを示した。

第四章「日本におけるFRINGE・ベネフィット課税の検討」では、3つの点を明らかにした。

第1に、FBを提供する者に対して課税するという簡便な方式を採用するニュージーランドとオーストラリア、FBを享受する者に対して課税する方式を採用するアメリカとイギリスの税制を検討した。

第2に、FB課税の最も困難な問題である適正な評価額の評価方法として、①従業員にとっての価値、②雇用主にとってのコスト、③市場価値、④標準価値を基準とする4つの方法を明確にした。

第3に、FBに対する課税方法は、個人に課税する方法と企業に課税する方法があり、個人課税の枠内における解決策としてポジリスト方式とネガリスト方式が考えられることを明らかにした。

そしてFBは原則として、個人の所得に含めて課税すべきであり、市場価値あるいは雇用主にとってのコストを一般的評価基準とし、これをタイプに応じて補完あるいは修正し、積極的に課税を必要とするものについて法律で列举し、評価方法を法定するというポジリスト方式をとりながら、業務の執行上必要なもの、会社都合のもの、少額なものなどはネガリストとして非課税扱いにするとしたうえで現行通達をもとに具体的な改正案をまとめた。

また以上の考察から、給与住宅に対する課税方法を以下のように示した。現行税制では、給与住宅から受けるFBに対する課税所得を算定する場合、固定資産税の課税標準額を基準に特別な計算式を使用して計算する。しかし、固定資産税評価額は地価公示価格との乖離や地域によりバラツキがあるなどの指摘を受けていたため、固定資産税評価額を地価公示価格の70%相当額に維

持するよう調整されたものの、このままでは固定資産税の税負担に耐えられなくなるため、結局一定の調整率を用いて課税標準額が調整されている。つまり評価額と課税標準額は一致しないものであり、この課税標準額をもとに計算しても全く意味がない。計算式も50年以上にわたり改正されていないため、経済事情の変化に対応しきれず、通達により算出した金額が実勢家賃と大きくかけ離れ、その格差は無視できないものとなっている。従って、現行の適正家賃の計算式を抜本的に見直し、給与住宅が通常の賃貸物件ほど自由に選択できないことを考慮して一般相場の8割の金額を適正家賃とし、その差額分をFBであるとする方向で課税強化することを結論づけた。この改正が実現されれば、課税ベースが6,563億円（平成5年度）捕捉され、これに単純に10%ないしは、15%課税できたとすれば600億円から1,000億円程度の税収が見込めることになる。

以上のようにFB課税の最大の問題は、大企業と中小企業、役員等高額給与所得者と一般サラリーマンとの間で享受できるFBに差異が生じ、そこに適正に課税されていないため課税における水平的・垂直的不公平が存在することであり、FB課税に関する通達を法令化したうえで、特に給与住宅に対して課税強化の方向で早急に見直す必要があると考える。

〔主要参考文献〕

＜雑誌文献＞

石島弘「租税法から見たFRINGE・ベネフィット課税」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。

伊東稔博「従業員に対するFRINGE・ベネフィット課税」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。

吉良実「経済的利益の供与課税をめぐる最近の動向とその行方」『税理』第33号，1990年3月。

小島昇「FRINGE・ベネフィットについて—給与所得に係る経済的利益を中心として—」『租税研究』，1992年1月。

五嶋陽子「アメリカにおけるFRINGE・ベネフィットと税制」『三田学会雑誌』第89巻第3号，1996年10月。

武田昌輔「交際費課税のあり方」『税経通信』第140巻第7号，1985年7月。

畠山武道「追加的給付（fringe benefits）に対する課税の動向」『ジュリスト』第850号，1985年12月。

平石雄一郎「FRINGE・ベネフィットの課税強化の論理」『税経通信』第140巻第12号，1985年12月。

山本守之「従業員社宅を巡るFRINGE・ベネフィット」『税経通信』第150巻第14号，1995年7月。

吉牟田勲「諸外国のFRINGE・ベネフィット課税の現状」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。

＜単行本＞

石島弘『所得税の理論と課題』税務経理協会，1996年。

碓井光明『所得課税の研究』有斐閣，1991年。

内田実『企業における福利厚生と税務』新日本法規，1991年。

内山昭『「会社主義」と税制改革』大月書店，1996年。

慶谷淑夫『労働・社会保険法の基礎知識』労働法令協会，1987年。

梶光彦『FRINGE・ベネフィット課税の研究』税務大学校，1994年。

島田信義『給与住宅・福利・共済』総合労働研究所，1972年。

日本公認会計士協会『各国の租税制度の解説-主要15カ国の税制の実態』中央経済社，1988年。

日本経営者団体連盟事務局『わが国の給与住宅制度の現勢—社宅・独身寮について—』日本経営者団体連盟事務局，1992年。

日本大学経済学部産業経営研究所『給与住宅（社宅）の現状と展望』日本大学経済学部産業経営研究所，

1996年。

藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社，1992年。

藤田至孝，塩野谷祐一『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会，1997年。

宮島洋『企業福祉と税制』日本税務研究センター，1991年。

宮島洋『高齢化時代の社会経済学』岩波書店，1992年。

山本守之『交際費課税の論点』中央経済社，1993年。

<洋書文献>

Freeman, Richard B., "The effect of Unionism of benefits." *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 34, No. 4, July 1981.

Simon James & Christopher Nobes, *The Economics of Taxation*, 4th ed., Prentice Hill, 1992.

Sargent, M. & Sargent, J. *Taxation of Fringe Benefits*, 2nd ed., 1988.

OECD, *The Taxation of Fringe Benefits*, 1988.

キャピタル・ゲイン課税の今後の展望

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 谷 正 登

はじめに

本稿では、株式と土地のキャピタル・ゲイン課税を検討テーマとする。このテーマを選定したのは、次の3つの時代的背景からである。①現在の日本経済は、深刻な状況が続き株価・地価ともに低迷しているが、このような状況にある今こそ、将来の税収確保に向けた大規模なキャピタル・ゲイン課税変革を行う絶好のチャンスと見るべきである。②総務庁の貯蓄動向調査報告などから、資産所得課税の重要性は今後ますます拡大すると予想される。③今日の情報化技術の発展は、納税者番号制の導入を可能なものとしており、譲渡所得金額の補足の困難性は、ほぼ解消できる状況にある。

第1章 わが国のキャピタル・ゲイン税制

株式のキャピタル・ゲイン課税は、1953年の制度改正によりシャープ税制が崩壊し、原則非課税とされた。その後、1989年の抜本的税制改革により、原則課税に改められたが、みなし譲渡益課税方式の採用など問題点が多く指摘されている。一方、土地のキャピタル・ゲイン課税は、戦後一貫して原則課税とされているが、主に政策的配慮から多くの改正が行われ、また長期・短期の区別や各種特例の設定など複雑な税体系となっている。

第2章 株価と地価の価格形成

株価・地価の価格形成メカニズムを理論的に説明するものとしては、ファンダメンタリスト・モデル(FM)と非ファンダメンタリスト・モデル(非FM)に大別される。FMとは、配当や地代収入をもとにした現在割引価値をベースにした株価・地価価格形成理論であり、非FMは、これら以外の要因によって価格形成を説明する理論である。このうち、株価・地価の価格水準としては、FMによる価格形成が望ましい。

第3章 キャピタル・ゲイン課税の問題点

キャピタル・ゲイン課税の問題点としては、次の点が挙げられる。①未実現のキャピタル・ゲインの課税(理論的には必要だが、特に土地についての適用は困難である。)②凍結効果(この防止策として、第4章で述べる「売却時中立時課税」や「含み益利子税」がある。)③インフレ調整(インフレ期には、名目的な譲渡益からインフレ部分を控除する必要がある。)④平準化措置(累進税率の下では何らかの調整が必要となる。)⑤キャピタル・ロス(理論的には全額控除する必要があるが、そのためには完全な譲渡益補足が必要である。)⑥法人税との二重課税(法人犠牲説にたった場合に限り問題となる。)⑦納税者番号制度(プライバシー保護の理由などから、導入が先送りされている。)

第4章 今後のキャピタル・ゲイン課税

税制の理想として、公平・中立・簡素の原則が挙げられる。また、現代社会のようにグローバル化、ボーダレス化の時代には、国際的な整合性を保っていることも重要である。これらの要因は、トレード・オフの関係にあり、全てを同時に満たされることはない。そのため、租税体系に

関する議論が盛んである。代表的なものは、包括的所得税、分類所得税及び支出税が挙げられる。このうち、支出税は、実行可能性が非常に低いため、本稿での検討からは除外する。残る包括的所得税と分類所得税のどちらが望ましいであろうか。この点について、筆者は、今後の税制の理念は、従来の包括的所得税から分類所得税への転換を果たすべきだと考える。確かに、戦後の復興期においては、公平性を第一に考えるべきであり、その為にも包括的所得税を唱えたシャウブ勧告の有用性は認める。しかし、戦後50年をこえ、わが国を巡る経済環境、社会環境は大幅に変化した。高齢化社会への対応が必須条件である21世紀に向けて、新たな税制を模索する時期にきているのではないだろうか。今後、分類所得税へ転換すべきだと筆者が考える理由は、次の通りである。①キャピタル・ゲイン課税を考えた場合、株式によるゲインと土地によるゲインは、明確に担税力が異なる。土地キャピタル・ゲインは、ある程度の部分を国家に返還し、これを財源とする国家の公共投資により、国土全体の有効性、利便性を拡大することが可能となる。②税制の理想は、簡便性などの制度的実行可能を含めたレベルで考えるべきである。客観性は、包括的所得税の大きな利点である。しかし、その利点も、現在のわが国の税制のように租税特別措置により多くの例外を設けていては、その利点も何の意味も持たない。また、包括的所得税では、課税の中立性を守ることが現状では困難である。③担税力の相違をどのように分類、測定するかについての分類所得税への批判は、総合課税の累進度をどのようにみるのかというと同様の議論である。すなわち、このような課税の諸条件は、ベースとなる理論やその時々々の国家財政、経済状況に沿って調節していくものであって、必ずしも何%が望ましいと数値化できるものではない。

今後のキャピタル・ゲイン課税として、理論的には、次の選択肢があると考えられる。①包括的所得税を原則とし、キャピタル・ゲイン課税も総合課税に移行する。②分類所得税を原則とし、キャピタル・ゲイン課税は分離課税とする。③分類所得税を原則とし、キャピタル・ゲイン課税は総合課税にする。また課税ベースの拡大を伴う累進税率のフラット化を実現させれば、次の案も選択肢となる。④包括的所得税を原則とするが、キャピタル・ゲイン課税は分離課税とする。

このうち、筆者は、分類所得税に転換すべきという立場から、②が望ましいと考える。

その上で、本稿の結論として具体的には、次のようなキャピタル・ゲイン課税を提案する。①株式のキャピタル・ゲイン課税については八田氏の提案する売却時中立時課税を、土地のキャピタル・ゲイン課税については岩田氏の提案する含み益利子税の採用により、凍結効果対策を行った上で、分離課税を行う。②納税者番号制度の導入は必要条件である。③税率は、株式は一律20%、土地は現在の短期重課制度を廃止し、一律35%から段階的に引き上げていく。③分類所得税を原則とするため、八田氏の提案する低所得者の総合課税選択性は不要とする。④キャピタル・ロスについては、他の所得からの控除を認める。

おわりに

金融工学の進歩に伴うデリバティブの発展や、401K プランなどの年金制度改革による投資信託の拡大により、金融商品は今後ますます複雑化・高度化していくであろう。こういった金融資産に対しても、株式の場合と同様に、中立性を遵守した税体系の整備が必要となる。急速な金融商品の開発に併せて、課税方法の確立が必要になるわけである。21世紀は、税制もスピードが第一に要求される時代になるであろう。

〔参考文献〕

- 石 弘光 [1990] 「わが国における資本所得課税の実態」(財団法人日本経済研究センター)
- 石 弘光 [1993] 「利子・株式譲渡益課税論」(日本経済社)
- 吉牟田勲 [1988] 「キャピタル・ゲイン課税の沿革と背景」(税経通信 1988 vol. 43 no. 12)
- 吉牟田勲 [1995] 「資産課税の国際比較」『資産課税の理論と課題』/水野正一編著(税務経理協会)
- 大島隆夫 [1996] 「シャープ勧告と所得税」『所得税の理論と課題』/金子 宏編著(税務経理協会)
- 吉岡健次・兼村高文・江川雅司 [1984] 「シャープ勧告の研究」(時潮社)
- 神野直彦 [1996] 「所得概念論」『所得税の理論と課題』/金子 宏編著(税務経理協会)
- 福田幸弘 [1985] 「シャープの税制勧告」(霞出版社)
- 山本守之 [1988] 「キャピタル・ゲインの課税方法(2)」(税経通信 1988 vol. 43 no. 12)
- 山本守之 [1994] 「“環境税”“納番制”導入の課題」(税務弘報 1994 vol. 42 no. 5)
- 神野直彦 [1990] 「資産課税とキャピタル・ゲイン課税」『税制改革の潮流』/貝塚啓明・石 弘光・野口悠紀雄・宮島 洋・本間正明編(有斐閣)
- 神野直彦 [1995] 「資産税改革の論点」(税経通信 1995 vol. 50 no. 11)
- 山田 熙 [1989] 「キャピタル・ゲイン課税の要点と対策」(ぎょうせい)
- 新美一正 [1996] 「わが国有価証券税制の改革に向けて」(証券投資信託月報434 1996.11)
- 鈴木勝康 [1998] 「図説 日本の税制 平成10年度版」(財経詳報社)
- 石 弘光 [1991] 「土地税制改革」(東洋経済新報社 1991)
- 米沢康博 [1995] 「株式市場の経済学」(日本経済新聞社)
- 三輪芳朗 [1990] 「株価“モデル”と日本の株価」『日本の株価・地価』/西村清彦・三輪芳朗編(東京大学出版会)
- 舟岡史雄 [1990] 「日本の株価水準と投資尺度」『日本の株価・地価』/西村清彦・三輪芳朗編(東京大学出版会)
- 奥村 宏 [1979] 「株価はこうして決まる」(ダイヤモンド社)
- 奥村 宏 [1990] 「企業買収」(岩波新書)
- 奥村 宏 [1992] 「会社本位主義は崩れるか」(岩波新書)
- 山田良治 [1991] 「戦後日本の地価形成—理論と分析—」(ミネルヴァ書房)
- 川合一郎 [1960] 「株式価格形成の理論—擬制資本の研究—」(日本評論社)
- 井出正介 [1994] 「日本の企業金融システムと国際競争」(東洋経済新報社)
- 西村清彦 [1990] 「日本の地価決定メカニズム」『日本の株価・地価』/西村清彦・三輪芳朗編(東京大学出版会)
- 水野正一 [1995a] 「資産課税の理論と課題」『資産課税の理論と課題』/水野正一編著(税務経理協会)
- 水野正一 [1995b] 「望まれる納税者番号制度の早期導入」(税務弘報 1995 vol. 43 no. 5)
- 井堀利宏 [1990] 「資産課税と税制改革」『日本の株価・地価』/西村清彦・三輪芳朗編(東京大学出版会)
- 井堀利宏 [1994] 「貯蓄、投資と課税」『税制改革の新設計』/編著 野口悠紀雄(日本経済新聞社)
- 井上久彌 [1988] 「キャピタル・ゲイン課税の意義と論拠」(税経通信 1988 vol. 43 no. 12)
- 首藤重幸 [1995] 「キャピタル・ゲイン課税を巡る諸問題」『資産課税の理論と課題』/編著 水野正一(税務経理協会)
- 野口悠紀雄 [1988] 「キャピタルゲイン課税と課題」(税経通信 1988 vol. 43 no. 7)
- 野口悠紀雄 [1992] 「金融資産課税の適正化のために」(税経通信 1992 vol. 47 no. 8)
- 野口悠紀雄 [1994a] 「税制改革のビジョン」(日本経済新聞社)
- 野口悠紀雄 [1994b] 「税制改革の新設計」(日本経済新聞社)
- 金子 宏 [1996] 「課税単位及び譲渡所得の研究」(有斐閣)
- 金子 宏 [1996] 「所得税の理論と課題」『所得税の理論と課題』/金子 宏編著(税務経理協会)

- 藤田 晴 [1991]「キャピタル・ゲイン税制の再検討」(税務弘報 1991 vol.39 no.4)
- 藤田 晴 [1988]「有価証券譲渡益課税」(税務弘報 1988 vol.36 no.13)
- 今西芳治 [1989]「株式のキャピタル・ゲイン総合課税論」(税経通信 1989 vol.44 no.12)
- 小西砂千夫 [1997]「日本の税制改革—最適課税論によるアプローチ」(有斐閣)
- 小宮隆太郎・村上泰亮 [1972]「地価対策の基本問題」『日本の土地問題』／佐伯尚美・小宮隆太郎編(東京大学出版会)
- 岩田規久男 [1977]「土地と住宅の経済学」(日本経済新聞社)
- 岩田規久男 [1988]「土地改革の基本戦略」(日本経済新聞社)
- 岩田規久男 [1992]「ストック経済の構造」(岩波書店)
- 岩田規久男 [1994]「資産課税の見直し」(税経通信 1994 vol.49 no.14)
- 岩田規久男 [1995]「土地税制と土地利用と地代・地価」『資産課税の理論と課題』／水野正一編著(税務経理協会)
- 中嶋千尋 [1970]「土地の価格理論と土地税制」『土地政策研究委員会報告第2部』
- 竹内 啓 [1972]「小宮隆太郎・村上泰亮『地価対策の基本問題』:コメント」『日本の土地問題』佐伯尚美・小宮隆太郎編(東京大学出版会)
- 八田達夫 [1988a]「直接税改革」(日本経済新聞社)
- 八田達夫 [1988b]「純正キャピタルゲインの源泉分離課税論」(税経通信 1988 vol.43 no.7)
- 八田達夫 [1990]「株価にファンダメンタルズを反映させるにはどうすればよいか」『日本の株価・地価』／西村清彦・三輪芳朗編(東京大学出版会)
- 八田達夫 [1994]「消費税はやはりいらない」(東洋経済新報社)
- 岩田規久男・八田達夫 [1997]「住宅の経済学」(日本経済新聞社)
- 岩田規久男・小林重敬・福井秀夫 [1992]「都市と土地の理論」(ぎょうせい)
- 金本良嗣 [1994]「土地課税」『税制改革の新設計』／編著 野口悠紀雄(日本経済新聞社)
- 野口悠紀雄 [1989]「土地の経済学」(日本経済新聞社)
- 岡村忠生 [1996]「所得分類論」『所得税の理論と課題』／金子 宏編著(税務経理協会)
- 田中 治 [1996]「利子・配当課税のあり方」『所得税の理論と課題』／金子 宏編著(税務経理協会)
- 植松守雄 [1996]「キャピタル・ゲイン課税の問題点」『所得税の理論と課題』／金子 宏編著(税務経理協会)
- 宮谷俊胤 [1996]「納税者番号制度論」『所得税の理論と課題』／金子 宏編著(税務経理協会)
- 竹内信仁 [1995]「資産課税の経済効果(1)」『資産課税の理論と課題』／水野正一編著(税務経理協会)
- 白井正敏 [1995]「資産課税の経済的効果(2)」『資産課税の理論と課題』／水野正一編著(税務経理協会)

米国多国籍企業におけるタックス・ヘイブンの利用実態

——財務省所得統計に基づくサブパートF条項の有効性——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 中 嶋 守

タックス・ヘイブンとは一般に、所得又は特定の所得に対し税が全く課されないか、又は課されても極めて低率であるような国や地域を指すといわれている。『タックス・ヘイブン』という言葉がいつ頃から用いられるようになったのか、定かではない。タックス・ヘイブンが日本において一般的に知られるところとなったのは、1980年代の金融子会社設立ブームが寄与していると考えられる。

タックス・ヘイブンでは、親会社がベース・カンパニーとなる子会社等を設立し、海外における企業活動の利益を当該子会社に帰属させることにより、企業グループ全体としての税負担の回避ないし軽減を図る租税回避が行われている。

複数の国家間の税制の相違を利用した国際的租税回避によるタックス・ヘイブンの利用は、租税負担が投資決定の重要な判断要素とされるため、課税の中立が保たれている場合に比べ資本の流れに歪みが生じ、資本輸出国にとっては内国子会社等の海外逃避による中立的な国際競争関係の阻害、所得の海外流出による国家歳入の減少、タックス・ヘイブンを利用する納税者と利用しない納税者との間の課税の公平性の侵害というような深刻な事態をもたらすことになる。

前述のような弊害をもたらすタックス・ヘイブンの利用による租税回避に直接対抗する立法的対策として、タックス・ヘイブン対策税制がある。この種の立法の代表例が1962年に導入された米国のサブパートF条項 [subpart F provisions, Internal Revenue Code (内国歳入法典, 以下IRC という) §§ 951-964] である。この規定は、米国株主に保有されている被支配外国法人 (Controlled Foreign Corporations, 以下「CFC」という) の特定の留保所得を、実際に分配額として受領していなくとも、その持分割合に応じて米国株主の総所得に合算して課税するもので、その後、日本も1978年にこのサブパートF条項に類似した合算課税方式によるタックス・ヘイブン対策税制を導入している。

どのような課税制度を採用するかは当該国の課税主権の問題であり、国が異なれば課税制度も異なるのは必然的なことであるが、課税権者である国の関心事は、タックス・ヘイブンで租税回避行為が発生していないかということである。このような場合、タックス・ヘイブン対策税制においていち早く対応策を「立法」という形で示し、その後も企業のタックス・プランニングの進歩に伴い逐次改正を重ねている米国の税制を財政学的観点から理解しておくことは、わが国のタックス・ヘイブン対策税制を考える上でも極めて重要である。

そこで本稿では、タックス・ヘイブン及び米国のタックス・ヘイブン対策税制であるサブパートF条項を研究の対象とし、適宜IRC及びIncome Tax Regulations (財務省規則, 以下「Reg.」又は「規則」という) の制度解説を交えながら、サブパートF条項に基づき捕捉された所得の増減を追うことにより当該制度の有効性を検証することを目的としている。

以上を踏まえて、第一章ではタックス・ヘイブン、租税回避及び国際的租税回避に関して、各々の定義を主要な学説に基づき検討し、本稿において各用語を用いる際の基準を明らかにした。

続いて第二章では、タックス・ヘイブンを利用する企業が、税務戦略上得るであろう効果を簡単なモデルケースを用いて解説した。ここで「Dutch Sandwich」を用いた場合の経済効果を例示しているが、タックス・ヘイブンがかつて租税回避目的でのみ利用されていた時期（1960年代～70年代）においては、この手法が最も一般的ではなかったかと考えられる。また、企業にとってタックス・ヘイブンを利用する最大のメリットが課税の繰延べ効果であることを本章で明らかにしている。

第三章では、タックス・ヘイブンの実態を数字で把握するために、米国財務省が公表している所得統計『Statistics of Income Bulletin』のデータを使用することを前提とし、米国課税庁の組織調査及び米国のタックス・ヘイブン対策税制であるサブパートF条項の制度的背景の検討を行った。米国は、主要先進国の中でもいち早くタックス・ヘイブン対策税制を整備した国であり、それに追随する形でカナダ、日本、フランス、ドイツが米国型タックス・ヘイブン対策税制を導入しているという歴史的背景から考えても、米国課税庁及びサブパートF条項を検討することは意義深いものと考えられる。

第四章の位置付けとしては、第三章で検討したサブパートF条項導入後の税制効果である。この章では主として1980年代のCFCを中心に置き、その設立数の変遷及びCFCが稼得した所得のうちサブパートF所得の推移を検証している。1980年代はCFC数、サブパートF所得共に急増した時代であり、その背景には企業のタックス・プランニングの巧緻化とそれに対するサブパートF条項の強化がある。結論的にサブパートF所得は右肩上がり増加しているため、企業がタックス・ヘイブンCFCを設立する理由は節税効果以外にもあるのではないかと思わせる統計結果である。

さらに第五章において、1990年代のタックス・ヘイブンCFCの動向を追っている。1990年代に関しては現在のところ、1990年、92年、94年と3ヵ年のデータしかないため若干の注意を要するが、80年代の数字と比較してみた場合、タックス・ヘイブンCFCには際立った特徴が現れている。いずれの国・地域もサブパートF所得全体の増減と金融・保険・不動産業CFCのサブパートF所得の増減が連動しているという統計結果が得られた。

最後に本稿の結論として、米国がサブパートF条項を導入した結果捕捉された所得（いわゆるサブパートF所得）が年々増加傾向にあるため、サブパートF条項は企業の租税回避行動の抑止力として一定の成果をあげているものとして考えている。

〔主たる参考文献〕

＜書籍＞

1. 白須信弘（1988）『アメリカ法人税法詳解（第三版）』中央経済社
2. 白須信弘（1986）『国際租税戦略—海外進出のポートフォリオ—』日本経済新聞社
3. 本庄資（1992）『全訂版アメリカ法人所得税』財経詳報社
4. 須田徹（1996）『アメリカの税法—連邦税・州税のすべて（改訂5版）』中央経済社
5. 及能正男（1986）『オフショア市場』有斐閣
6. 大崎満（1990）『国際的租税回避—その対抗策を中心として—』大蔵省印刷局
7. 金子宏（1997）『租税法（第六版）』弘文堂
8. 中村雅秀（1995）『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社

9. 石弘光 (1990) 『タックス・ヘイブンの実態—中南米 6 ヶ国の現地調査報告—』 総合研究開発機構
10. 石弘光 (1990) 『グローバル化と財政』 有斐閣
11. 宮武敏夫 (1993) 『国際租税法』 有斐閣
12. 中里実 (1993) 『国際取引と課税—課税権の配分と国際的租税回避—』 有斐閣
13. 中里実 (1985) 『国際租税法上の諸問題』 総合研究開発機構
14. 小松芳明 (1981) 『租税条約の研究』 有斐閣
15. 小松芳明 (1987) 『国際課税のあり方』 有斐閣
16. 村井正編 (1990) 『国際租税法の研究』 法研出版
17. 皆川芳輝 (1993) 『多国籍企業の租税戦略』 名古屋大学出版会
18. Bank for International Settlements (1995) 『BIS 世界金融レポート '95』
19. 大蔵省財政金融研究所アメリカ財政研究会 (1994) 『アメリカ財政と世界経済』 東洋経済新報社
20. 渋谷博史 (1986) 『現代アメリカ財政論』 御茶の水書房
21. 渋谷博史 (1992) 『レーガン財政の研究』 東京大学出版会
22. 渋谷博史 (1995) 『現代アメリカ連邦税制史—審議過程と議会資料』 丸善株式会社
23. 岡地勝二 (1992) 『国際資本移動と外国為替相場』 同文館出版株式会社

<雑誌掲載論文>

1. 青木寅男 (1996) 「ケイマン諸島及びバミューダとの条約—米国のタックス・ヘイブンの協定—」 『租税研究』 No. 444
2. 青木寅男 (1996) 「オランダとオランダ領アンティール及びアルバの租税条約の改正」 『租税研究』 No. 445
3. 石弘光 (1995) 「経済のグローバル化と税制」 『租税研究』 9月号
4. 梶山紀子 (1998) 「米国におけるタックス・ヘイブン対策税制の研究」 『会計検査研究』 第17号
5. 小松芳明 (1990) 「租税回避行為と国際課税問題—OECD 報告書を中心に—」 『日税研論集』 14号
6. 大蔵省主税局調査課 (1976) 「外国持株会社制度及び被支配外国法人制度 (サブパートFルール) —タックス・ヘイブン法人を利用する租税回避の規制」 『調査時報』 22巻 8号
7. 大蔵省主税局総務課 (1961) 「ケネディ大統領税制改正教書」 『調査時報』 7巻 6号
8. 金井助智 (1994) 「国際租税法原則とタックス・ヘイブン対策税制」 『現代社会文化研究』 No. 1
9. 租研事務局 (1994) 「米国の内国歳入庁の組織と機能について」 『租税研究』 9月号
10. 佐藤正勝 (1992) 「国際的租税回避行為等の類型及び対応策—米国のタックス・ヘイブン対策税制との比較を中心として—」 『税務大学校論叢』
11. 租研事務局 (1990) 「パナマ問題と会社の国籍移転について」 『租税研究』 2月号
12. 租研事務局 (1992) 「租税条約を有するタックス・ヘイブンの利用について」 『租税研究』 8月号
13. 租研事務局 (1990) 「米国における研究開発費・サブパートF条項・外国企業に対する課税強化法案についての論議」 『租税研究』 6月号
14. 租研事務局 (1989) 「国際的レベルの脱税及び節税」 『租税研究』 1月号
15. 村井正 (1988) 「国際的租税回避に関する理論と政策」 『NIRA 研究叢書』
16. 平岡和久 (1992) 「米系多国籍企業の国際租税計画の新展開—80年代の国際税制の動向との関連で—」 『大阪市大論叢』 第68号

<外国語文献・雑誌・報告書>

1. OECD (1989) "International Tax Avoidance and Evasion-Four Related Studies"
2. Gordon Richard A. (1981) "Tax Havens and their Use by United States Taxpayers -An Overview: A Report to the Commissioner of Internal Revenue, the Assistant Attorney General (Tax Division) and Assistant Secretary of the Treasury (Tax Policy)", January 12.

3. Margaret P. Lewis "Controlled Foreign Corporations, 1984 : A Industry Focus", *Statistics of Income Bulletin*, No. 2, Fall 1989
4. John J. Bradford "Controlled Foreign Corporations, 1984 : A Geographic Focus", *Statistics of Income Bulletin*, Vol. 9 No. 4, Spring 1990
5. Margaret P. Lewis "Controlled Foreign Corporations, 1986" *Statistics of Income Bulletin*, Vol. 11 No. 1, Summer 1991
6. John Latzy and Randy Miller "Controlled Foreign Corporations, 1988" *Statistics of Income Bulletin*, Vol. 12 No. 2, Fall 1992
7. Data Release "Controlled Foreign Corporations, 1990" *Statistics of Income Bulletin*, Vol. 14 No. 1, Sommer 1994
8. Date Release "Controlled Foreign Corporations, 1992" *Statistics of Income Bulletin*, Vol. 15 No. 3, Winter 1995-96
9. Ruth Schwartz "Controlled Foreign Corporations, 1994" *Statistics of Income Bulletin*, Vol. 18 No. 1, Summer 1998

複雑性と経済学

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程3回生 野村良一

近年、さまざまな分野において複雑系に関する研究がなされている。ニュートン以来の要素還元論的手法による、複雑な系、複雑なシステムの理解では、こぼれ落ちるものがあるのではないかという反省から、複雑なものを複雑なものとして考察・解明しようというものである。

「複雑系の経済学」も、そのひとつであるが、経済学が複雑性に取り組む必然性は、経済の基礎理論に対する反省から出てきたものである。

経済学と現実との乖離は、経済学が複雑性を捨象してきたことの帰結であり、経済学がより現実性をもつためには、経済における複雑性を本質的なものとしてとらえることが必要である。本論文は、経済学における複雑性の意義を、複雑系の経済学の検討と、社会主義計算論争を経て得られたハイエクの市場像の検討から、考察しようとするものである。

複雑系経済学は、新古典派に依拠するものと、新古典派を批判するものの二つの流れに分けられるが、本論文では、新古典派経済学批判の複雑系経済学の主張を考察する。そこでは、現在主流とされる新古典派経済学は、「最大化原理」と「均衡理論」の枠組みで、発展してきたが、その枠組みは、複雑性を捨象したものであり、認識論的障害となっているとされており、その枠組みを破棄し、複雑性を考慮することで経済学に現実性を持たせることが目指されている。

合理性に限界を持つ人間にとって、最適化計算は、たえず原理上可能でも、現実の経済において実際上不可能である。複雑性は合理性の対概念として存在するのである。能力に限界を持つ人間は、最適化行動を実際には行ないえず、満足原理に基づいて定型行動を基本的に行なう。定型行動は経済過程の定常性を前提とするが、個別行動と総過程はともに規定しあい、マイクロ・マクロ・ループを形成して共進化する関係にある。定常性はまったくの反復ではなく、「ゆらぎつつ基本的に繰り返される事態」であり、経済が過程であり、進化・発展する可能性をもたらす。また、市場が「ゆるやかな結合」という性質をもち、貨幣や在庫などの切り離し装置によって、短期的には部分系として独立しうることにより、能力に限界のある人間の働きかけが可能になる。この市場の分散性は、市場での時間をかけた段階的な相互調整をもたらす。このことは新古典派の市場を同時決定系として捉える均衡理論の非現実性を示すものである。

このように経済を定常的と合理性の限界に基づく行動との共進化による過程であるととらえると、新古典派の想定非現実性が浮き彫りになる。ここに経済学が複雑性に取り組む意義がある。

一方、社会主義経済計算論争は、1920年のミーゼスの論文を発端とした、合理的経済計算と効率的資源配分に関する社会主義経済の存立可能性をめぐる論争であり、通称、ランゲらの市場社会主義の提案により解決されたとされるものである。しかし同時に、実際には論争の進展に伴い、参照枠としての一般均衡論に基づく市場像の再検討が促されたのである。

ハイエクは、論争を経てライバル競争的で分散的な市場像を形成していく。それは、目的と動機の異なる経済主体の分散的な市場における競争を、発見の過程として捉え、そうした競争が、市場の分散性をたえず増幅していくことで、経済過程は均衡にとどまることなく、進化・発展の

可能性を内在的にもち、それにより自生的な秩序が形成されていく、というものである。ハイエクのこうした市場像は、人間の知性の不完全性、すなわち人間の合理性の限界の考察によってもたらされたものであり、実質的には複雑性を取り扱ったといえる。

新古典派批判の複雑系経済学の構想とハイエクが社会主義経済計算論争を経て得た市場像は、経済主体およびその目的と動機の異質性、貨幣の切り離し機能によってもたらされる市場の分散性、分散的市場におけるネットワーク型の相互依存関係、経済を過程であり自生的秩序を形成するものと捉える点で共通しており、それらは実質的に経済における複雑性への考察から導き出されたものである。こうした市場像と行動原理は、最適化原理と均衡概念によって想定されるものとは非常に異なるものである。そうした市場像と行動原理を採用すれば、経済主体の行動を単一の基準に還元することはできなくなり、また、市場が均衡状態にとどまることも想定できなくなる。

このように複雑性は、経済にとって本質的な、実在の条件であり、したがって経済学は複雑性に取り組みざるを得ないのである。

新古典派を代替する理論の構築を目指す複雑系経済学は、現在のところ、方法論上の確立は見ることができず、模索段階にあるといえる。今後どう位置付けられていくにせよ、その問題意識と、それが経済学が抱える問題を乗り越えようとする積極的な取り組みであることは、経済学における複雑性の意義を示すものである。

〔参考文献〕

- 岩井克人『ヴェニス商人の資本論』筑摩書房、1992年。
塩沢由典『市場の秩序学／反均衡から複雑系へ』筑摩書房、1990年。
塩沢由典『複雑さの帰結／複雑系経済学試論』NTT出版、1997年。
塩沢由典『複雑系経済学入門』生産性出版、1997年。
週間ダイヤモンド編集部・ダイヤモンド・ハーバードビジネス編集部共編『複雑系の経済学』ダイヤモンド社、1997年。
週間ダイヤモンド編集部・ダイヤモンド・ハーバードビジネス編集部共編『複雑系の経済学〔入門と実践〕』ダイヤモンド社、1997年。
高木 彰「経済システムと自己組織性の理論」『立命館経済学』45巻6号、1997年。
高木 彰「複雑系とマルクス経済学／西山賢一氏の問題提起に関連して」『経済学部50周年記念研究会シンポジウム準備研究会』レジュメ（1998.01.21）。
西部 忠『市場像の系譜学／「経済計算論」をめぐるヴィジョン』東洋経済新報社、1996年。
西山賢一『免疫ネットワークの時代／複雑系で読む現代』日本放送協会、1995年。
西山賢一『複雑系としての経済〔豊かなモノ離れ社会へ〕』日本放送協会、1997年。
ハイエク『科学による反革命／理性の濫用』佐藤茂行訳、木鐸社、1979年。

わが国の金融システムにおける公的金融の役割と機能

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 橋本晴夫

日本の金融システムと規則のあり方を巡る議論が高まっている。一方で、諸規制の緩和が求められ、他方では、民間銀行経営の不安定性が現れ、システムの安定をどう図るのが課題となる危機的状況を迎えているためである。

そして、こうした議論の高まりの中で、公的金融も、また、重要な議論の的になっている。

そこで、本稿では、公的金融の今後における役割と期待される機能について金融市場の直面する実状を考慮し説明することを目的として、公的金融に関する既存の理論的研究の現状と議論の概観について展望した。

これまでの公的金融が存在することに関わる理論的研究としては、主に、効率的な資源配分の達成という観点から公的金融の機能の発揮を要するものか否かというアプローチと、公的金融が存在することによって寡占的な状況にある金融市場そのもののパフォーマンスを改善するか否かというアプローチのふたつから行われてきた。

そして、資源配分機能の発揮を論拠に説明する理論的アプローチは、さらに次のふたつに大別して捉えられる。

つまり、ひとつは、市場メカニズムそのものの限界から効率的な資源配分が損なわれる可能性に対処する手段として公的金融の存在を評価しようとするものである。いまひとつは、産業政策などを典型とするような政府の政策目標にそった資源配分を達成するために、市場メカニズムに歪みを加える手段として公的金融の存在を評価しようとするものである。

前者では、金利の価格形成機能をもつ制約に対する公的金融の補完から整理を試みた貝塚 [1981] が、後者では、公的金融の融資行動による企業の利子負担軽減とそれに伴う投資誘発効果に着目し検証しようとした小椋・吉野 [1984] と、公的金融の融資誘導効果（カウベル効果）の存在について論じた日向野及びその効果を評価しようとした堀内・隋 [1994] があり、キャッチ・アップ期での効果については一定の評価を与えている。

市場そのものの効率性と公的金融の役割に関わる議論では、先行研究としての鈴村 [1990] や、井出・林 [1992]、吉野・藤田 [1996] 及び井上 [1995] の一連の議論があり、これは、経済厚生を評価基準として市場そのものの効率性において規制や公的金融が意義を持つものとして是認できるのか否かを主たる論点にし、一定の条件下では、規制が、そして、一種の規制と捉えられる公的金融が存在することによって、金融業総体としてのパフォーマンスを改善し、社会的厚生からみて望ましいものとして影響する可能性があることを示した。

議論の整理からは、以下のような課題が明らかとなった。

第一は、資源配分機能の発揮を期待しなければならない局面は、金融制度改革の進展によって限定的なものとなってきていると考えられるが、民間金融機関が淘汰の過程で動揺する危機的な状況を想定すると、金融危機に対して民業と官業が混在することが金融仲介市場システム全体にどのような含意をもつのかを検討する必要がある。

第二には、鈴木〔1990〕以降の市場の効率性と公的金融の役割に関わる一連の議論は、一定の条件下では、公的金融が存在することによって、社会的厚生からみて望ましいものとなる可能性を示したが、多くの仮定のもとで成立した議論であることは確かであり、状況の変化を考慮した下での拡張と妥当性の検証の余地を多分に残すものであるということであった。

第三には、公的金融が存在することの意義に関して、情報の非対称に起因する諸問題を解決する手段としての公的金融機関の役割を説明する一定の研究がなされてきたが、それらは産業政策やメインバンク・システムといった、現在その是非や存在意義が問われているものと結びつけて、主として開銀融資の意義に関わって論じられてきたものが多い。今日の状況変化を考慮した下では再検討が必要である。

〔主な参考文献〕

- ① 鈴木興太郎「銀行業における競争・規制・経済厚生」『金融研究』日本銀行金融研究所，第9巻第3号，1990
- ② 井手一郎・林敏彦「金融仲介における公的部門の役割」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会，1992
- ③ 吉野直行・藤田康範「公的金融と民間金融が併存する金融市場における競争と経済厚生」『経済研究』1996
- ④ 井上徹「金融自由化と寡占的金融市場における公的金融仲介の役割」『横浜経営研究』第47巻第4号，1995
- ⑤ 貝塚啓明「金融における官業と民業」『季刊現代経済』，1981

法人事業税の外形標準課税について

——所得型付加価値基準の導入を目指して——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 日野有裕

本稿では事業税の議論の歴史を振り返りながら問題点を整理し、理論的で実践的な事業税改革の方向を示した。

第1章「事業税の歴史」—事業税は、1878年府県税としての営業税としてはじまり、当初は外形標準課税であった。その後、営業税は一時国税となったが、1947年に再び道府県の独立税となり、翌年に事業税と名称を改められた。戦後、シャープは事業税の課税標準を付加価値とするよう勧告した。それを受けて政府は付加価値を課税標準とした法案を成立させたが、産業界の反対に遭い一度も実施されることなく廃案となった。その後も政府税制調査会を中心に幾度となく事業税に関する答申を出したが、その改正がなされることはなく現在に至っている。

第2章「法人事業税の概要及び問題点」では現行制度を踏まえた上で問題点を検討した。(1)法人事業税の制度（地方税法72条）—法人事業税の課税団体は都道府県であり、納税義務者は都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人である。課税標準は各事業年度の所得または清算所得であるが、電気・ガス供給業、生・損保については各事業年度の収入金額である。

(2)法人事業税の問題点—この税の問題点は「①課税の根拠と課税標準の乖離—法人事業税の課税根拠は応益負担であるが応能負担となっており理論的に一貫しない、②税収の不安定性—法人事業税は所得を課税標準としているので景気の変動を受けやすい、③税収の地域的偏在性—法人事業税は法人が集積する大都市圏に偏在してしまう、④赤字法人に対する課税の欠落—全法人の64.7%（96年度）が法人事業税を負担していない、⑤国税法人税の影響を受けること—法人税と同一の課税標準のため国税から独立した税であるべき地方税として好ましくない」の5つあるが、これらは全て法人の所得を課税標準としていることから発生している。つまり、法人事業税は応益負担を課税根拠としているにもかかわらず、実際には応能負担となっていることが問題の根元であり、この課税標準を見直すことがこれらの問題を解決することになる。

第3章「外形基準の検討」では以下の2点を検討した。(1)租税原則—今まで公正や伸張性といった租税原則が重視されてきたが、低成長で社会資本を整備するよりは既存の社会資本の維持・管理が重要な時代は、中立性・応益性・安定性を重視する必要がある。従って、これらの原則を満たす課税標準である外形基準に変更するのが適当である。

(2)外形基準の検討—外形基準の候補としては、資本金・売上高・付加価値・面接などが挙げられるが、「事業の人的、物的な活動量を的確に表している」、「業種による負担の偏りは理論的には小さく中立的である」という利点が付加価値にはあるので、課税標準としてはこれが妥当である。また、この付加価値には総生産型・所得型・消費型・賃金型の4つのタイプがある。総生産型付加価値は「消費+投資=賃金+純利益+減価償却費」と表すことができ、これは資本財を全額課税するので課税標準としては4つの中で最も広い。所得型付加価値は「消費+投資-減価償却費=賃金+純利益」と表すことができ、これは資本財のうち減価償却部分を控除するものであり、この総計と利潤・賃金の合計が国民所得に等しいのでこう呼ばれる。消費型付加価値は「賃

金＋純利益＋減価償却費－投資＝消費」と表すことができ、これは現行日本の消費税法であり資本財を全額控除したものを課税標準としている。賃金型付加価値は「国民所得－純利益＝賃金」と表すことができ、これは所得型付加価値からさらに利潤を差し引いて賃金だけを取り出したものである。これら4つの付加価値のうち、総生産型は投資を抑制するという欠点があり、賃金型では労働集約型産業に不利になる。また、消費型は現在消費税法として導入済みであることから、法人事業税の課税標準は所得型付加価値が最適である。

第4章「法人事業税改革案」では次の2点を検討し、最後に改革案を提示した。(1)事業税の課税標準を現行所得基準から所得型付加価値に変更したときの主要14業種の資本金別税負担額の変化、及び地域別税収額の変化—これによると、付加価値に占める人件費の比率の高い8業種、例えば繊維工業・小売業・サービス業などが増税となり、逆に付加価値に占める利潤の割合が高い6業種、例えば化学工業・電気ガス業などが減税となる。しかし、資本金別にみると増税となる業種でも資本金が大きければ大きいほど減税若しくは増税幅が縮小し、逆に資本金が小さければ小さいほど全体で減税となる業種でも増税となる。つまり、資本金5000万円以上の大企業では全業種にわたり軒並み減税となるが、5000万円以下の企業では全業種にわたり増税となる。特に、資本金10億円以上の大企業の平均減税率は約36%で、資本金200万円未満の小企業の平均増税率は約3300%となる。また、これと同様の方法で総生産型付加価値を課税標準とした場合のシミュレーションも行った。その結果、所得型付加価値と総生産型付加価値では税負担額にそれほど変化が生じなかった。つまり、投資に影響を与えないという分だけ所得型付加価値の方が優れているが、中小企業の負担が急増することから何らかの対策が必要だということである。次に、この税を導入した場合に都道府県間ではどのような税収額に変化が生じるかを調べた。その結果大企業の集中する大都市圏、及び原子力発電所が所在する自治体において税収が減り、その他の地域では増収となった。つまり、各自治体間の税収格差が縮まった。

(2)所得型付加価値の問題点—①「業種別税負担額に大きな変動が生じること」、②「中小企業の税負担が増加すること」、③「赤字法人課税」、④「税負担の帰着が不明確なこと」、⑤「課税標準に支払賃金加わるので雇用への影響が懸念されること」、⑥「他税との関連」が挙げられるが、その中で最も問題となるのが②と③である。赤字法人については、税負担が急増することから何らかの対策必要であるが、赤字法人でも自治体からベネフィットを受けていることは確実なので事業税を負担すべきであろう。また、雇用への影響については、支払賃金に一定の率をかけて付加価値に占める賃金の割合を下げれば、この問題は回避できる。

(3)事業税改革案—①課税標準は、「利潤＋賃金×20%＋支払利子＋支払地代」とし、これに税収中立となるような税率を掛け、さらにこれから中小企業に対する配慮として何らかの税額控除を設ける。そして、②激変緩和措置として所得基準と併用し、③新規開業企業には数年間の事業税免除、さらに④記帳能力の乏しい零細企業に対しては、何らかの代替課税も考慮すべきである。そして、この課税標準に税制中立となるような税率を掛けて改革案でのシミュレーションを行った。この結果、資本金の小さい企業の増税幅が緩和（約3300%→約2700%）され、資本金の大きい企業の減税幅が縮小（約36%→約27%）し、この改革案が有効であることが証明された。

事業税の1999年度の改正は見送られることになった。しかし、事業税の課税標準を中立・応益性・安定性を満たす所得型付加価値にすることには、「税の性格の明確化」、「所得に対する税負

担の軽減),「赤字法人に対する課税の適正化」,「租税回避の減少」,「都道府県税収の安定化」,「地方分権の推進」などの意義がある。したがって、今後景気の動向を睨みながら導入のタイミングをはかるべきである。

〔参考文献〕

・雑誌論文

- 梅原英治「法人事業税の外形標準問題の検討」『経済』98. 9
 神野直彦「法人事業税改革の論理」『税経通信』98. 9
 神野直彦「法人地方税の課題」『税研』97. 9
 神野直彦「分権型社会の税制研究」98. 11
 西野万里「法人事業税はいかにあるべきか」『税務弘報』vol.13. 90
 西野万里「事業税の外形標準課税問題の研究」『租税研究』97. 3
 西野万里「事業税の外形化の意義」『税務弘報』98. 10
 西野万里「事業税外形標準化の背景と論点」『税研』1998. 7
 橋本 徹「一般消費税と地方税制」『経済学論研究』第33巻3号, 97
 橋本 徹「府県税・事業税の外形課税化(所得付加価値税)とその影響」『租税研究』86. 437号
 林 宜嗣「地方分権化と地方財政システム」『税経通信』98. 10
 林 宜嗣「事業税の本質と外形標準課税のあり方」『税研』98. 7
 林 宜嗣「地方分権時代の税制」『租税研究』98. 5
 水野忠恒「事業税の論議について」『地方税』98. 4
 水野忠恒「法人税額一米・独・仏との比較」『税研』98. 3
 Clarence W. Lock, Donovan J. Rau and Howard D. Hamilton "The Michigan Value-addedTax," National Tax Journal Volume VIII 1995. 11
 Clara K. Sullivan. "THE TAX ON VALUE ADDED" COLOMBIA UNIVERSITY PRESS 1965

・書籍

- 池上惇・重森暁・植田和弘『地方財政論』有斐閣ブックス 1992
 井堀利宏『財政学』新世社 1990
 牛嶋 正『租税の政治経済学』有斐閣 1990
 大野吉輝『地方財政の制度と理論』勁草書房 1994
 貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明『税制改革の潮流』有斐閣 1990
 貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明『グローバル化と財政』有斐閣 1990
 加藤陸夫『日本の税制』大月書店 1989
 佐 藤進『付加価値税論』税務経理協会 1973
 神野直彦・金子勝『地方に税源を』東洋経済新報社 1998
 武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』税務経理協会 1995
 戸谷裕之『日本型企业課税の分析と改革』中央経済社 1994
 橋本 徹・山本栄一『日本型税制改革』有斐閣 1987
 福田幸弘『シャウプの税制勧告』霞出版社 1985
 和田八東『日本の税制』有斐閣選書 1990
 カール・S・シャウプ『財政学(1)』有斐閣 1973
 Heideman, H. "Questions and Answers on Michigans Single Business Tax" 1995

日本における連結納税制度の検討

——子会社税額控除型連結納税モデルの提案——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 日向明 泰

近年、グローバルな経営環境の変化や大競争時代を背景に、法制度の改正・整備が急速に推し進められ、企業会計の連結重視の流れが明確になる中で、税制面でも企業グループ全体の所得に課税する「連結納税制度」の導入論議が活発になってきた。本論文では、「連結納税制度」について、企業経営の変化、税制の中立性の確保、国際整合性の確保の観点からその必要性を考え、主要国の制度を概観し、導入における問題点を明らかにし、わが国の連結納税制度モデルを検討する。

第1章「連結納税制度」では、連結納税制度導入の必要性を慎重論を踏まえて検討する。

わが国がこれまで連結納税制度を導入しなかったのは、①企業の株式所有形態が株主安定化のための相互持合いが多く、企業間結合が複雑で連結の対象範囲をどうするかという点で問題がある、②わが国の悪化した財政状態のなか、国は法人税の減収が見込まれる連結納税制度の導入に関心をしめさなかった、③近年のわが国の税制論議は、直接税重視から間接税重視への転換に集約され、連結納税制度を論議する環境になかった、ことが背景にある。

しかし、「新連結決算制度」の導入、「企業経営の個別経営から連結経営への転換」、「純粋持株会社」の解禁が、連結納税制度の早期導入論を活発にさせた。

連結納税制度の導入は、企業活動の効率化・活性化、税制の中立性の確保、税制の国際的整合性の確保の観点から、経済界、通産省が強く望んでいる。企業は、個別経営から連結を重視する経営に転換しているが、わが国の税制は、分社化という企業組織の変更、グループ経営の流れに対し中立的でなく、主要先進国で広く導入されている連結納税制度がないことは、国際競争力を低下させる。企業を経済活動の源泉として重視し、近年の企業グループ化の動きを税制面から捉え、その流れにふさわしい税制として、法的主体は別であってもその実態は一つであるから、その実態に即して課税する（実質課税の原則）親子会社の経済的一体性を重視した税制として、連結納税制度の導入が主張されている。

一方、税調及び財政当局は、①現行法人税との関係、②少数株主の問題、③欠損金の処理、④税収への影響、⑤地方税との関係、等を論点に挙げ導入に慎重である。

第2章「わが国の連結納税制度モデルの検討」では、主要国の連結納税制度から制度導入における論点を確認し、税調の指摘を踏まえ、連結納税制度モデルを検討する。

主要国の連結納税制度は、アメリカでは租税回避防止、イギリスでは法人所得課税の緩衝、ドイツでは累積型売上税による税の累積防止、として導入された。連結ベースの所得の計算は、所得の合算（アメリカ）、又は、損益の振替（イギリス、ドイツ）により行なわれるが、アメリカは、売手側損益繰延方式による内部取引損益繰延処理、租税回避行為の対処規定としての SRLY 原則（separated return limited year）による欠損処理、親会社が保有する子会社株式の簿価を修正する投資価額修正、に制度の特徴がみられる。又、イギリスは、欠損の振替先、振替金額は自由に決めることができ、ドイツは、利益拠出契約により親子会社間での所得（欠損）の

振替を行う、等簡便な制度である。

わが国への導入に関連して、検討すべき論点として、①現行諸制度との関係、②少数株主の問題、③租税回避行為への措置、④連結用帳簿の作成、⑤適用範囲、⑥グループへの加入と離脱、⑦納税義務、等が挙げられる。その他税調等では、法人税の減収、地方税との関係、を論点に指摘している。

連結納税制度導入に伴う法人税の減収については、経済の好不況、連結の範囲、導入する制度により異なるが、大蔵省は1兆円程度と試算をしており、(財)日本経済研究所や野村総合研究所は、上場会社の企業データより、1,000億から4,500億円と試算をしている。

連結納税制度は、a)連結納税型、b)損益振替型、c)タックス・ハイブン型、に分けられ、損益振替型のなかにグループ・リリーフ、機関制度、交付金型がある。日本型連結納税制度の制度化に当たって各制度を検討したが、タックス・ハイブン型が①簡便である、②親子間で契約締結の必要がない、③子会社の少数株主を害さない④現行の商法、企業会計との抵触がない、等の理由からわが国に導入する制度として適当であるとした。本論文では、わが国の連結納税制度モデルをタックス・ハイブン税制の応用とし、「子会社税額控除型連結納税モデル」と名付け、具体的数値例を用いてその基本構造を明らかにした。算式で示すと、次のとおりである。

子会社 通常の個別申告納税を続ける。

親会社
$$\text{親会社納付法人税額} = (\text{親会社課税所得} + \text{子会社課税所得} \times \text{持株比率}) \times \text{法人税率} - \text{子会社納付法人税額} \times \text{持株比率}$$

すなわち、子会社税額控除型連結納税モデルの基本構造は、親会社納付法人税額が、親会社課税所得に持株比率分の子会社課税所得を合算したものを連結課税所得とし、この連結課税所得に対する法人税額から、持株比率分の子会社納付法人税額を控除したものととして算出されることであり、又、過年度の欠損金で、既に親会社によって連結課税所得として合算されたものを、子会社が繰越欠損金として繰越控除した場合には、親会社は、当該繰越欠損金額と同額分も親会社課税所得に合算する構造 (recapture 方式) を有している。そして、当該モデルは①企業組織形態の選択に対して中立的である、②持株比率による合算による連結税額の自動配分が少数株主の保護という商法上の問題をクリアしている、③連結を前提とした帳簿の作成や親子会社の内部取引について連結離脱に備えての別途の帳簿作成が不要である、④現行の商法、企業会計との抵触がない、⑤手続きが簡便である、⑥子会社は従来通りの申告納税をつづけるので、納税者・税務当局の事務負担は増大しない、等の特徴がある。

ケーススタディでは、子会社税額控除型連結モデルを使って、小企業の実際のデータをもとに、連結納税額を計算した。そこでは、現行制度によるグループ納税額と連結納税制度によるグループ納税額の比較をおこなった。子会社が赤字の年は、連結納税制度による方が現行制度に比べ、グループ全体の納税額は少ないが、黒字の年に過去の赤字の節税額が取り戻され、欠損金がなくなる年まで通算すると両制度の納税額は一致する。法人税の減収については、いつ赤字を相殺するかというタイムラグの問題であると明らかにした。

企業がグループ経営に生き残りを懸け、持株会社解禁による高次の経営組織形態が可能になり、会計基準の国際標準化に伴ない、連結財務諸表がメインの財務諸表として制度化されようとして

いる。このような状況を勘案したとき、消費税導入後の次の税制改革の大きなテーマとして連結納税制度の問題は避けては通れない。

〔主要参考文献〕

1. 新井益太郎, 「連結財務諸表制度と納税申告制度」, 『企業会計』 19, 7, 1967, 7
2. 井上久彌, 「連結納税申告制度の導入をめぐる諸問題の検討」, 『企業会計』 19, 7, 1967, 7
3. 忠佐市, 「連結納税制度—その特質—」, 『税経通信』 31, 10, 1967, 10
4. 藤田昌久, 「連結納税申告におけるエンティティ概念」, 『会計』 106号, 1974, 7
5. 兼子春三, 「連結納税制度とは」, 『税経通信』 32, 8, 1977, 8
6. 中田信正, 「アメリカの連結納税制度について」, 『租税研究』, 1990, 8
7. 井上久彌, 「連結納税制度導入の提言」, 『企業会計』 44, 7, 1992, 7
8. 八田陽子, 「米国における連結納税申告(1)」, 『租税研究』, 1995, 9
9. 木下勝一, 「連結納税方式をめぐるドイツの論点と我が国制度へのインプリケーション」, 『JICPA』 491, 1996, 6
10. 住田孝之, 「連結納税制度の導入に関する検討」, 『商事法務』 No. 1428, 1996, 7
11. 中里実, 「持株会社と連結納税制度」, 『租税研究』, 1996, 8
12. 中田信正, 「連結納税制度導入に関する検討課題」, 『租税研究』, 1996, 12
13. 斉藤伊知郎, 「日本型連結納税制度の導入について」, 『企業会計』, 49, 1, 1997, 1
14. 野田秀三, 「連結納税制度導入をめぐる課題」, 『法律のひろば』, 1997, 4
15. 井上久彌, 「連結納税制度論の焦点」, 『税経通信』, 1997, 4
16. 松村司叙, 「純粋持ち株会社解禁とグループ経営」, 『税経通信』, 1997, 4
17. 中里実, 「持株会社の課税」, 資本市場法制研究会, 1997, 10
18. 木村弘之亮, 「ドイツにおける企業グループ税制」, 『租税研究』, 1998, 1
19. 中里実, 「持株会社と租税法上の問題点」, 『租税研究』, 1998, 3
20. 山篠隆史, 「イギリス・グループリリーフ制度（英国簡易型連結納税制度）について」, 『租税研究』, 1998, 3
21. 中田信正, 『連結納税申告書論』, 中央経済社, 1978, 12
22. 辻敢/山田和彦, 『親子会社の税務』, ぎょうせい, 1985, 10
23. 井上久彌, 『連結納税制度の研究』, 日本租税研究協会, 1992, 6
24. 下谷政弘, 『日本の系列と企業グループ』, 有斐閣, 1993, 10
25. 井上久彌, 『連結納税制度の個別研究問題』, 日本租税研究協会, 1993, 10
26. 井上久彌, 『企業集団税制の研究』, 中央経済社, 1996, 5
27. 下谷政弘, 『持株会社解禁 独占禁止法第九条と日本経済』, 中央公論社, 1996, 12
28. European Taxation, JAN, 1988, pp. 8-11
29. Fred w. Peel Jr., Consolidated Tax Returns (3rd ed.), Callaghan & CO. 1990
30. Simon James & Christopher Nobes, The Economics of Taxation, 1966/97edition, Prentice Hall

法人税と所得税の統合問題

—— CBIT 方式を中心として ——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 山下 振一郎

法人は、究極的には株主の持ちものであるという法人擬制説の立場に立てば、法人税は所得税の前どりである。法人税が所得税の前どりであるならば、法人税と所得税の二重課税が発生する。その二重課税の調整が行われなければ、課税の公平性と中立性の両者に反することになる。そこで、法人税と所得税の統合が必要となるのである。

法人税と所得税の統合方式には、法人所得のうち、留保と配当の違いを問わず、二重課税を排除する完全統合と、法人所得のうち、配当に充てられた部分のみについて、統合を行う部分統合とがある。

完全統合には、組合方式、カーター方式、未実現キャピタル・ゲイン方式があり、これらによって法人税と所得税の統合が行われた場合、二重課税は完全に排除され、課税の公平性と中立性の、両者が達成されるという優れた方式であるが、技術上の複雑さや、未実現の所得に対しても課税されることを理由に法人税と所得税の統合方式として、実際に採用するのは困難である。

一方、部分統合と呼ばれるものには、法人段階で統合を行うものと、株主段階で統合を行うものがある。法人段階で統合を行うものには、支払配当損金算入方式、支払配当軽減方式があり、株主段階で統合を行うものには、配当所得控除方式、配当税額控除方式、インピュテーション方式がある。部分統合は、法人税と所得税の統合を部分的に行うものであるため、どの方法においても、課税の公平性と中立性の、どちらかに反する結果となる。しかし、実施の簡易さゆえ、世界各国で採用されている。特に EC 諸国では、インピュテーション方式を採用している国が多い。

他方、米国では、法人は独立した存在であるという法人実在説の立場をとり、法人所得税と個人所得税の統合は行われてこなかった。しかし、法人所得税と個人所得税の統合の必要性は、過去に論じられたことがなかったわけではなく、1992年に米国財務省によって提出された報告書、『個人所得税と法人所得税の統合についての報告——事業所得に対する一度のみの課税——1992年1月』（Report of The DEPARTMENT OF THE TREASURY on Integration of Individual and Corporate Tax Systems — Taxing Business Income Once, January 1992）（以下財務省報告という）は、法人所得税と個人所得税の統合が検討された一例である。

財務省報告は、現行税制の下、法人所得税と個人所得税の統合が行われていないため、経済的な歪みが生じているとしている。

その歪みとは、第一に、企業形態に関して、法人形態よりも非法人形態を選択した方が、税制上有利であるということである。第二に、企業が資金調達を行う際、負債による資金調達の方が、株式による資金調達よりも税制上有利であるということである。第三に、現行税制により、法人が利益を配当するよりも、法人内部に留保するか、もしくは二重課税を回避する形で法人の利益を分配しているということである。

財務省報告は、これら「三つの歪み」を是正するため、法人所得税と個人所得税の統合が必要であるとしている。

米国財務省が、法人所得税と個人所得税の統合に関する報告書をまとめた背景として、レーガン税制改革があげられる。1980年代のレーガン政権下においては、二度の税制改革が行われた。注目すべきは1986年レーガン税制改革であり、この税制改革は租税特別措置の縮小等、課税ベースの拡大を行う包括的所得税に基づく税制改革であった。財務省報告は、レーガン税制改革において、法人所得税と個人所得税の統合が行われなかったため、「三つの歪み」が拡大したとして、法人所得税と個人所得税の統合が必要とであると説いた。

財務省報告が、法人所得税と個人所得税の統合方式として検討しているのは、受取配当非課税方式と株主帰属方式とCBIT方式であるが、なかでも財務省報告は、CBIT方式を重要視している。CBIT方式は、法人と非法人の両者を同等に課税対象とし、配当と留保に加え法人の支払利子も課税ベースとし、法人段階で個人所得税最高税率により、一度のみ課税を行うというものである。CBIT方式によれば、財務省報告が、法人所得税と個人所得税の統合が必要な理由とした「三つの歪み」は解消され、租税制度は中立的なものになる。

しかし財務省報告の背景となった1986年レーガン税制改革は、包括的所得税によるものであり、包括的所得税は、課税の公平性を重視する。CBIT方式は、支払利子を含む法人所得に対し、個人所得税最高税率によって一律課税を行うため、法人所得税は個人所得税の前どりであるとすれば、課税の公平性に反する。

ブッシュ政権とクリントン政権下の税制においては、課税の公平性がより重視される傾向があると考えられる。現在の米国の税制の下、法人所得税と個人所得税の統合は必要であるが、米国が採用すべき法人所得税と個人所得税の統合方式として、CBIT方式は適したものではないといえる。米国が、包括的所得税の下、公平性を重視するのであれば、多くのEC諸国で導入されているインピュテーション方式の方が、CBIT方式に比べて法人所得税と個人所得税の統合方式として優れているといえる。

但し、CBIT方式を、一般的な統合方式として検討した場合、租税制度の中立性を保つという点や、税務執行上の簡便さという点において、CBIT方式は、優れた法人税と所得税の統合方式といえる。しかし、実際にCBIT方式を法人税と所得税の統合方式として採用する際には、より税制の公平性が達成されるような適用税率についての検討が必要である。

〔参考文献〕

書 籍

1. 今西芳治『企業活動の国際化と法人税』中央経済社 1994年
2. 井堀利宏『現代経済学入門 財政』岩波書店 1995年
3. 大川政三、池田浩太郎、佐藤博、小林威『財政学 現代財政の理論と政策』春秋社 1990年
4. 太田登茂久『アメリカの株式市場』日本経済新聞社 1988年
5. 奥村博史『企業買収—M&Aの時代—』岩波新書 1990年
6. 尾崎譲『G7の税制』ダイヤモンド社 1993年
7. 貝塚啓明、石弘光、野口悠紀夫、宮島洋、本間正明編集『シリーズ現代財政2 税制改革の潮流』有斐閣 1990年
8. 金子宏『租税法 第三版』弘文堂 1990年
9. 金子宏『所得税の法と政策』有斐閣 1996年
10. 金子宏編『所得税の理論と課題』税務経理協会 1996年

11. 木下和夫編『租税構造の理論と課題』税務経理協会 1996年
12. 小西砂千夫『日本の税制改革 最適課税論によるアプローチ』有斐閣 1997年
13. 佐藤進, 伊東弘文『入門租税論』三嶺書房 1988年
14. ダニエル・ベル, レスター・サロー著 中谷巖 訳『財政赤字 レーガノミックスの失敗』TBSブリタニカ 1987年
15. 渋谷博史『現代アメリカ連邦税制史』丸善 1995年
16. 渋谷博史『現代アメリカ財政論』お茶の水書房 1986年
17. 渋谷博史『レーガン財政の研究』東京大学出版会 1992年
18. 高橋利夫『日米の税制改革と租税論の展開』勁草書房 1994年
19. 武田昌輔編『企業課税の理論と課題』税務経理協会 1995年
20. 恒松制治『新訂 財政学の知識』ぎょうせい 1989年
21. 西野嘉一郎, 宇田川璋仁『現代企業課税論 その機能と課題』東洋経済新報社 1977年
22. 日本経済新聞社編『欧米金融・資本市場 新しい金融・資本市場 5』日本経済新聞社 1987年
23. 野口悠紀夫編『税制改革の新設計』日本経済新聞社 1994年
24. 橋本徹, 山本栄一編『日本型税制改革』有斐閣 1987年
25. 橋本徹, 山本栄一, 林宜嗣, 中井英雄『基本財政学〔第二版〕』有斐閣ブックス 1985年
26. 馬場義久『所得課税の理論と政策』税務経理協会 1998年
27. 林正寿『法人所得課税論』同文館 1991年
28. ジョセフ・A・ベックマン著 立命館大学財政研究会訳『アメリカの租税政策〔第五版〕』財団法人日本税務研究センター 1991年
29. ジョセフ・A・ベックマン著 石弘光, 馬場義久 訳『税制改革の理論と現実』東洋経済新報社 1988年
30. 本間正明, 齊藤慎 編『どうする法人税改革』財団法人 納税協会 1997年
31. 水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造』有斐閣 1988年
32. 港監査法人編『アメリカの証券市場・資金調達』中央経済社 1997年
33. 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 1986年
34. 山本守之『租税法要論』税務経理協会 1993年
35. 山本守之『法人税の理論と実務 平成六年度版』中央経済社 1994年
36. 渡辺茂『ROE〔株主資本利益率〕革命』東洋経済新聞社 1994年
37. P・ワイデンブルック, カレン・C・バーグ著 高橋真一訳『アメリカ法人税法』木鐸社 1996年
38. 渡辺淑夫『要説法人税法(平成八年度版)』税務経理協会 1996年
39. The Department of The Treasury, *Report of The DEPARTMENT OF THE TREASURY on Integration of Individual and Corporate Tax Systems-Taxing Business Income Once*, January 1992

雑誌論文

40. 今西芳治「法人税と所得税の統合と税制の投資誘因特別措置」近畿大学『商経学叢』Vol. 37 No. 1・2・3 1990年11月
41. 岩本康志「配当軽減制度廃止の経済効果—89年法人税改革の分析」『経済研究』Vol. 42 1991年4月
42. 岩本康志, 藤島雄一, 秋山典文「利子・配当課税の評価と課題」『ファイナンシャル・レビュー』1995年5月
43. 大蔵省「諸外国における最近の税制改正の動向」『財政統計月報』340, 352, 364, 373, 385, 397, 409, 426, 433, 445, 456, 469, 481, 492, 504, 516, 528, 540, 552
44. 岡村忠生「アメリカにおける包括的事業所得税構想について(資料)」『税法学』1993年5月
45. 奥村有敬「アメリカと日本—その企業資金戦略と経営思潮—」『ビジネス・レビュー』Vol. 33 No. 1 1985年11月

46. 木村弘之亮「配当二重課税とその緩和」『租税研究』1996年1月
47. 小西砂千夫「アメリカの税制改革はどう評価されているか」『租税研究』1988年4月
48. 佐藤圭子「レーガン大統領税制改革案の概要」『財形詳報』1557 1985年6月24日
49. 西野敏雄「所得税と法人税の統合」『時の法令』1989年6月30日
50. 渋谷博史「1986年税制改革と資本形成についての覚書」『証券研究』Vol. 99 1991年11月
(他10冊)

金融自由化と米国の商業銀行

——急増する非金利収入——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 季 迅 文

1930年代前半の大恐慌はアメリカの経済に大きな打撃を与え、金融部門も深刻な危機に陥り、銀行倒産が相次いだ。この大恐慌の中で、アメリカの金融制度の大掛かりな改革が行われ、1933年銀行法、1933年証券法、1934年証券取引所法、1935年銀行法、などの重要な金融・証券関連諸法が続々と成立し、連邦政府による強力な規制・監督制度、預金保険制度、など銀行業と金融市場に関する基本的システムができあがった。

しかし、1960年代後半から、金融引締め期には、市場金利の上昇に伴って、預金規制金利と市場金利との間のスプレッドが拡大し、資金が銀行預金から市場証券への流出する傾向が見られた。1970年代に入ると、インフレ率の上昇、それに伴う市場金利の上昇により、預金金利と規制金利のスプレッドの拡大が続き、ディスインターミディエイションがより顕著になった。そのため、銀行は貸付に必要な預金獲得に支障をきたすようになり、金利規制の緩和が必要とされるに至った。また、1970年代後半には、銀行以外の金融機関の活動分野が拡大するという現象も生じた。このような実体経済の変化に対し金融規制がついていけなくなり、同規制から生じる問題は誰の目にも明瞭となった。その結果、こうした問題を解決するために、1980年代に入ると、様々な制度改革が実行に移された。

1980年には「1980年預金金融機関規制緩和・通貨管理法」(Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980)が成立した。同法の目的は、金融制度をより競争的な枠組みへ移行させること、すなわち、資金運用上の制限や金利上限規制などによって設けられていた金融機関間の競争制限を緩和、廃止することにあった。また、1982年には、「1982年ガン・セントジャーメイン預金金融機関法」(Garn-St. Germain Depository Institutions Act of 1982)が成立し、預金金融機関がより競争的に資金を調達し、運用する機会を拡大させた。さらに、1980年代半ばころから、銀行に関する地理的規制(主に、支店設置に関する規制)や業務規制も緩和されるようになった。

こうした環境の中で、1987年以降、銀行総資産と総収入の伸びがそれ以前に比較して鈍化しただけでなく、1980年代末から1990年代初めにかけて銀行の税引き後純利益も低迷したため、1990年代初めから銀行関係者、学者、監督機関などの間で、「金融業界における米国商業銀行の役割が縮小した」という議論が浮上した。

銀行の総資産の伸び率、金融業界の総資産における銀行総資産のシェア、銀行の総収入の増加率の推移、などをみる限りでは、確かにどの数字も最近10年間は、それ以前に比較して低下しており、銀行衰退論者の主張にも一理あるように思われる。しかし、バランス・シートに載らない業務や総収入の内訳を調べると、1980年代以降急速に進んだ金融自由化の影響で、銀行業務の内容が変化し、それが総資産や総収入の伸びの鈍化を惹起しているように思われる。

銀行総収入を金利収入と非金利収入に分けてその推移をみると、1980年代以降、大きく鈍化しているのは、もっぱら貸出、債券投資、という伝統的な資産運用による金利収入であって、それ

以外の収入源、すなわち、各種手数料から生じる非金利収入の伸びは依然大きく、その重要性は年を追うにつれて高まってきている。例えば、1997年でみると銀行の総収入に占める非金利収入の割合は約40%に達している。

非金利収入（FRBの公表統計上、①預金口座管理料②信託収入③トレーディング収入④その他——の四つに分類されている）は、損益計算書には計上されるものの、その収益源は貸借対照表に載らないため、一部の銀行衰退論者の言うようにバランス・シート上の資産の伸びの鈍化をもって銀行の役割が縮小したとするのは問題であろう。即ち、バランス・シート外の収益源の重要性が高まっている以上、同収益源を無視しては、銀行の役割を論じえないということである。

そこで、いま「バランス・シート外の収益源がバランス・シート上の資産と同じ収益率を有する」と仮定して、バランス・シート外の収益源が（収益に対する貢献度という観点から見た場合）、どれくらいのバランス・シート上の資産に相当するのか（この相当額を仮に「オフ・バランス・シート資産」と呼ぶ）を計算すれば、「オフ・バランス・シート資産」は過去10年間で150%強増加（銀行総資産の伸びの2倍以上）しており、1997年には銀行資産の約60%に相当する規模となっている。この点を勘案すると、銀行の役割は、一部の銀行衰退論者が銀行資産の推移のみを根拠として主張するほど大幅な縮小は見せていないといえよう。

また、銀行総収入において次第に重要性を増している非金利収入の内訳を見ると、地理的規制緩和、業際規制撤廃、など金融自由化と関係深い項目の増加率が一番大きい。このことは、1980年代以降の本格的金融自由化の中で、銀行が投資銀行や証券会社などの厳しい競争にさらされ伝統的業務分野における後退を余儀なくされつつも、新たな業務分野を開発し生き残りを図ってきたことを示している。銀行は、今後、新分野を一層拡充することに成功すれば、21世紀には質的に以前と大きく異なる金融機関として、金融業界において重要な役割を果たすことが期待できよう。

〔参考文献〕

邦語文献

- 1 「アメリカの金融革命」 伊東征吉・江口英一著 有斐閣 1983年
- 2 「アメリカの金融機関法」 ウィリアム・A・ロベット著 松尾直彦 山西雅一郎訳 木鐸社 1992年
- 3 「アメリカの金融自由化」 G.G. ガルシア著 立脇和夫訳 東洋経済新報社 1983年
- 4 「金融理論と制度改革」 貝塚啓明 池尾和人編 有斐閣 1990年
- 5 「銀行革命の新潮流」 E・N・コンプトン著 楠本 博訳 東洋経済新報社 1983年
- 6 「アメリカの金融市場」 佐久間 潮 打込茂子著 東洋経済新報社 1982年
- 7 「米銀：90年代への戦略」 高月昭年著 日本経済新聞社 1989年
- 8 日経金融新聞 1995年6月25日 「活路を探る米銀」
- 9 日本経済新聞 1996年3月14日 「銀行の選択肢一規制緩和を生かす発想を」
- 10 「米銀の21世紀戦略」 野村総合研究所著 金融財政事情研究会 1998年
- 11 「現代の銀行持株会社」 ジェラルド・C・フィッシャー著 高木 仁訳 東洋経済新報社 1992年

外国語文献

- 12 Anthony Saunders, "Financial Institutions Management," Irwin McGraw-Hill, (1997)
- 13 Golembe. Carter H. "Federal Regulation of Banking 1986-87," Golembe Associates, Inc., (1986)

- 14 Miller, Richard B. "American Banking in Crisis: Views from Leading Financial Service CEOs," Richard D Irwin, (1990)
- 15 Rogers, D. "The Future of American Banking: Managing for Change" McGraw-Hill, (1992)
- 16 Symons, Jr., Edward L. "Banking Law," West Publishing Co., (1991)
- 17 Board of Governors of the Federal Reserve System, "Profitability of Insured Commercial Banks, 1979," *Federal Reserve Bulletin*, (September 1980)
- 18 Board of Governors of the Federal Reserve System, "The Commercial Paper Market since the Mid-shventies," *Federal Reserve Bulletin*, (June 1983)
- 19 Board of Governors of the Federal Reserve System, "The Profitability of U. S.-Chartered Insured Commercial Banks, in 1986," *Federal Reserve Bulletin*, 0July 1987)
- 20 Board of Governors of the Federal Reserve System, "Recent Developments Affbcting the Profitability and Practices of Commercial Banks," *Federal Reserve Bulletin*, (July 1992)
- 21 Board of Governors of the Federal Reserve System, "The Evolution of the U. S. Commercial Paper Market since 1980," *Federal Reserve Bulletin*, (December 1992)
- 22 "Size and Performance of Banking Firms," *Journal of Monetary Economics*, (May 1993)
- 23 Federal Reserve Bank of Chicago, John H. Boyd, "Are Banks Dead ? Or Are the Reports Greatly Exaggerated ?" *The Role of Banking*, (1994)
- 24 Board of Governors of the Federal Reserve System, "Recent Trends in Retail Fees and Services of Depository Institutions," *Federal Reserve Bulletin*, (September 1994)
- 25 Board of Governors of the Federal Reserve System, "Profits and Balance Sheet Developments at U. S. Commercial Bank," *Federal Reserve Bulletin*, (June 1996)
- 26 Board of Governors of the Federal Reserve System, "Profits and Balance Sheet Developments at U. S. Commercial Banks," *Federal Reserve Bulletin*, (June 1997)
- 27 Council of Economic Advisers, *Economic Report of the President*, (February 1997)